

2015 年度国別ジェンダー 情報整備調査タンザニア国 最終報告書

平成28年3月
(2016年)

独立行政法人国際協力機構 (JICA)
株式会社日本開発サービス (JDS)

基盤
JR
16-095

本報告書は、JICAが株式会社日本開発サービスに委託し、平成27年10月から28年3月までの期間に実施された文献調査及び現地調査に基づいて、JICAが当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容はJICAの公式見解を反映しているものではありません。

略語表

略語	英語 (英)	日本語
ANC	Antenatal Care	産前検診
AU	African Union	アフリカ連合
BRELA	Business Registration and Licensing Agency	ビジネス登録・許可庁
CCM	Chama Cha Mapinduzi	チャマ・チャ・マピンドウジ党
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention of the Rights of the Child	子供の権利条約
COWSO	Community Owned Water Supply Organization	コミュニティー水供給機関
CLDO	Customary Law Declaration Order	慣習法宣言令
DANIDA	Denmark International Development Agency	デンマーク開発庁
DfID	Department for International Development	英国国際開発省
DPT	Diphtheria, Pertussis, Tetanus	ジフテリア、百日咳、破傷風 (DPT3-三種混合ワクチン)
EAC	East Africa Community	東アフリカ共同体
FAWETA	The Federation of Women's Association of Entrepreneurs	女性起業家協会連合
FGM	Female Genital Mutilation	女性性器切除
FINCA	Foundation for International Community Assistance	国際コミュニティー援助財団
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GFP	Gender Focal Point	ジェンダー・フォーカル・ポイント
GMWG	Gender Mainstreaming Working Group	ジェンダー主流化作業部会
GNI	Gross National Income	一人当たりの国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HDR	Human Development Report	人間開発報告書
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群
HSSP	Health Sector Strategic Plan	保健セクター戦略計画
IIDS&MP	Integrated Industrial Development Strategy and Master Plan	総合産業開発戦略及びマスタープラン
LGBT	Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー
MCDGC	Ministry of Community Development, Gender and Children	コミュニティー・ジェンダー・子供省
MHCDGSC	Ministry of Health, Community Development, Gender, Seniors, and Children	保健・コミュニティー開発・ジェンダー・高齢者・子供省
MHSW	Ministry of Health and Social Welfare	保健・社会福祉省
MIT	Ministry of Industry and Trade	工業・貿易省
MSME	Micro, Small, Medium Enterprise	中小零細企業
NGDS	National Gender Development Strategy	国家ジェンダー開発戦略
NWP	National Water Policy	国家水政策
NWSDS	National Water Sector Development Strategy	水セクター開発政策
PGCD	Police Gender and Children's Desk	警察子供・女性デスク
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
RRH	Regional Referral Hospital	州レファラル病院
RRHMT	Regional Referral Hospital Management Team	州レファラル病院 マネジメントチーム
SA	Solution Alliance	恒久的解決同盟
SACCOS	Saving and Credit Cooperatives	貯蓄・預金協同組合
SADC	Southern African Development Community	南部アフリカ開発共同体
SIDA	Swedish International Development Cooperation Agency	スウェーデン国際開発協力庁
SIDO	Small Industries Development Organization	小企業開発機構
SOSPA	Sexual Offences Special Provision Act	性犯罪特別条項法令

略語	英語 (英)	日本語
TAFOPA	Tanzania Food Processors Association	タンザニア食品加工者協会
TAWOMA	The Tanzania Women Miners Association	タンザニア女性鉱員協会
TCCIA	Tanzania Chamber of Commerce, Industry and Trade	タンザニア商工、産業、貿易会議所
TDHS	Tanzania Demographic Health Survey	タンザニア人口保健調査
TGNP	Tanzania Gender Networking Group	タンザニアジェンダーネットワークングGroup
TGEI	The Tanzania Gender in Education Initiative	タンザニア ジェンダー教育イニシアティブ
TQM	Total Quality Management	総合質管理
TTWC	The Tanzania Women's Chamber of Commerce	タンザニア女性商工会議所
TWB	Tanzania Women's Bank	タンザニア女性銀行
UDES	University of Dar Es Salaam	ダル・エス・サラーム大学
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国際連合工業開発機関
USAID	United States Agency for International Development	米国際開発庁
VICOBA	Village Community Bank	村・コミュニティー銀行
WDI	World Development Index	世界開発指数
WEDP	Women Entrepreneurship Development Program	女性起業家開発プログラム
WGDS	Women and Gender Development Policy	女性とジェンダー開発政策
WPCBT	Women's Platform for Cross Border Trade	越境貿易プラットフォーム
WUE	Water Users Entity	水利用組合

用語・指標解説

用語説明

用語	説明
エンパワーメント	エンパワーメントとは、人々が自分たちの生活に関してコントロールをもっていることである。目標の遂行及び価値観に基づいて生きることができ、独立していて、個人及び集団で選択・決定することができること。
慣習法	一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式などの慣習のうち、法としての効力を有するものをいう
クォータ制	政治システムにおける議席割り当て制度のこと
ジェンダー	生物学的な性別（SEX）ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダーに基づいた暴力（GBV）	性別やジェンダーに基づいた暴力。身体的、性的、心理的危害または苦痛や、そのような行為の脅迫、強要または恣意的な自由の剥奪につながる行為、あるいはつながる可能性のあるあらゆる行為（暴力）を意味する。 家庭内で起こる身体的、性的、心理的暴力；世帯内の性的虐待；持参金にまつわる暴力；夫婦間レイプ；女性性器切除その他の女性に有害な伝統的慣習；非夫婦間暴力および搾取に結びつく暴力；一般社会で起こる身体的、性的、心理的暴力；性的虐待；セクシュアル・ハラスメント；女性の人身売買と強制売春なども含まれる。
ジェンダー主流化	あらゆる分野での「ジェンダー平等」を達成するための手段。
ジェンダー・フォーカル・ポイント	組織のジェンダーの担当者としてジェンダー関係の事項の調整、組織内のジェンダー主流化促進、実施支援、実施のモニタリングなど役割をもつ職員。
ナショナル・マシナリー	女性の地位向上のための国内本部機構は、政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は政府全体にわたってジェンダー平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。
リプロダクティブ・ヘルス	人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。
FGM	医療的理由ではなく、慣習的な理由で女性の性器を取り除く又は或いは傷をつける割礼のこと。

指標説明

指標	説明
経口補水療法	下痢症により引き起こされる脱水に対して、口頭から補液を行う療法。医療知識を持たない人でも簡単に実行できる身近な方法。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値。
5歳未満児死亡率	出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1,000人当たりの死亡数で表す。
ジェンダーエンパワーメント測定	女性の潜在能力ではなく機会に焦点を当て、国会議席における女性占有率、管理職と専門職・技術職における女性の割合、そして男女の推定勤労所得の4つの変数から算出される。
ジェンダー開発指標	人間開発指標と同様の3つの指標（健康、教育、生活水準）に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整し、算出される指標。
ジェンダー不平等指標	リプロダクティブ・ヘルス、エンパワーメントと雇用機会の3分野における男女の格差を表す指標。
ジニ係数	所得格差の指標の1つであり、社会を構成する人々の所得がどの人も等しいときにゼロ、ある1人の人に所得が集中する場合に1の値をとり、その値が低いほど所得格差が少ない。
純就学率	所定の教育段階に関する理論上の年齢集団において、その教育段階に就学する生徒あるいは学生の総計であり、その年齢集団の総人口に対する割合として表される。
総就学率	年齢に関わりなく、所定の教育段階に就学する学生あるいは生徒の数であり、同じ教育段階に相当する公定学齢の人口に対する割合として表される。
人間開発指標 (Human Development Index HDI)	平均余命と成人識字率、全教育レベルでの就学率、そして1人当たりの実質GDP（購買力平価換算値）から算出されているHDIは、人間の基本的能力の国の平均、つまり国民が長生きして健康的な生活を送っているか、教育を受け、知識をもっているか、まともな生活水準に達しているかを概観するための指標として活用されている。
乳児死亡率	出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1,000人当たりの死亡数で表す。
妊産婦死亡率	年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生10万に対する死亡数で表す。MDG5の目標達成度を測る指標の一つ。

地図



Map No. 3667 Rev. 6 UNITED NATIONS
January 2006

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

出典：<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

目次

略語表.....	i
用語・指標解説.....	iii
地図.....	v
目次.....	vi
1. 基礎指標.....	1
1.1 社会経済関連指標.....	1
1.2 教育関連指標.....	2
1.3 保健医療関連指標.....	3
1.4 ミレニアム目標指標.....	4
1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）.....	5
2. タンザニアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み.....	7
2.1 タンザニアにおける女性の概況.....	7
2.2 ジェンダーに関するタンザニア政府の取り組み.....	13
2.3 ナショナル・マシナリーとその他のメカニズム.....	16
3. 主要セクターにおけるジェンダー状況.....	19
3.1 保健医療分野.....	19
3.2 水資源分野.....	21
3.3 民間セクター分野.....	23
4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓.....	27
4.1 産業クラスター開発.....	27
4.2 タボラ州水供給計画プロジェクト.....	31
4.3 地域中核病院マネジメント強化プロジェクト.....	34
4.4 「コメ振興支援計画プロジェクト」（通称「タンライス2」）における ジェンダー主流化の事例.....	36
5. 国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業.....	39
6. タンザニアにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点...40	40
6.1 地域性や民族慣習に対応したジェンダーアプローチ.....	40
6.2 JICAの対タンザニア援助枠組みにおけるジェンダー主流化.....	41
7. ジェンダー関連機関情報源.....	43
8. 参考文献.....	44
9. 添付資料.....	47

1. 基礎指標

1.1 社会経済関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

国際開発指標

年	人間開発指数 (HDI)		ジェンダー開発指数 (GDI)		参照
	指数	順位	指数	順位	
2014	0.521	151 位	0.938	グループ 3*	<1>
2005	0.467	159 位	0.464	138	<2>
年	ジェンダーエンパワーメント測定 (GEM)		ジェンダー不平等指数 (GII)		参照
	指数	順位	指数	順位	
2014	N/A		0.547	125 位	<1>
2005	N/A		N/A	N/A	<2>

人口指標

年	人口		農村部人口	参照
	総人口	女性人口比率	農村部人口比率	
2014	51,822,621	50.3%	69.1%	<5>
2007	41,522,004	50.4%	73.9%	<5>
年	年平均人口増加率	世帯主別世帯比率		参照
		男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	
2015	3.2%	75.7% (2012)	24.3% (2012)	<5>
2007	3.1%	75.5% (2005)	24.5% (2005)	<5>

経済指標

年	一人当たり国民総所得 (GNI)	国内総生産 (GDP) 成長率	インフレ率	ジニ指数**	援助受入額 (GNI 比)	贈与受入額 (GDP 比)	参照
2015	\$920	7%	4.7%	37.8 (2011)	7.8% (2013)	N/A	<5>
2007	\$510	8.5%	5.9%	40.3	13.3%	N/A	<5>

部門別公共支出 (対政府総支出)

年	保健医療	教育	雇用・福祉	農業	国防	参照
2014	11.2% (2013)	15.9% (2014)	N/A	N/A	5.3% (2012)	<5>
2007	16%	19.4%	N/A	N/A	4.9% (2009)	<5>

産業比率 (対 GDP)

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2014	31.5%	25%	43.5%	<5>
2007	28.8%	21.7%	49.5%	<5>

労働指標

年	労働力比率 (15-64 歳)		失業率 (%)		最低賃金	参照
	男性	女性	男性	女性		
2014	80.1%	80.6%	1.9%	4.1%	N/A	<5>
2007	81%	82%	1.4%	2.6%	N/A	<5>

労働人口比率

年	農業		工業		サービス		参照
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
2013	64%	70%	9.6%	3.2%	26.4%	27%	<5>
2006	71.2%	78%	7.3%	2.8%	21.5%	19.2%	<5>

* 対象国は、HDI の値における男女平等からの絶対偏差により 5 グループに分けられている。グループ 1 は男女平等の値が高い。

** 世界銀行の World Development Indicator では、1 を最も所得格差が少なく、100 を最も所得格差が多いとしている。

グローバルジェンダーギャップ指標

2015 年 総合順位	49 位/145 ヶ国	
	2015 年順位	参照
経済活動への参加と機会	49 位	<7>
総合	5 位	<7>
労働参加における男女比	65 位	<7>
同一労働における賃金の男女比	10 位	<7>
推定所得の男女比 (PPP USD)	104 位	<7>
議員、上級官僚、管理職における男女比	102 位	<7>
専門職、技術職における男女比		<7>

1.2 教育関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

教育制度 タンザニアの教育制度は、初等教育7年間、中等教育 6年間（Oレベル：4年間・Aレベル：2年間）、技術・職業訓練教育、第三期教育に分かれている。

成人識字率

年	総合	男性	女性	参照
2012	79%	84%	74%	<5>
2002	69%	78%	62%	<5>

初等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2013	90%	88%	91%	83%	82%	85%	<5>
2007	110%	111%	109%	96% (2006)	97% (2006)	95% (2006)	<5>
年	修了率			参照			
	総合	男子	女子				
2013	76%	72%	80%	<5>			
2007	83%	85%	82%	<5>			

中等教育

年	総就学率<5>			純就学率<11>			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2013	33%	34%	32%	29%	30%	37%	<5><11>
2010	32%	34%	28%	N/A	N/A	N/A	<5>
年	修了率 (Lower Secondary)			参照			
	総合	男子	女子				
2013	36%	39%	33%	<5>			
2005	9%	10%	8%	<5>			

技術・職業訓練教育

年	女子生徒割合 (全体のうちの%)	参照
2012	46.8%	<10>
2009	46.6%	<10>

高等教育

年	総就学率			参照
	総合	男子	女子	
2011	3.7%	4.7%	2.6%	<5>
2005	1.5%	2%	0.96%	<5>

グローバルジェンダーギャップ指標

教育	2015年順位	参照
総合	126位	<7>
識字率の男女比	115位	<7>
初等教育における純就学率の男女比	1位	<7>
中等教育における純就学率の男女比	N/A位	<7>
高等教育における純就学率の男女比	130位	<7>

1.3 保健医療関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

出生時平均余命 (歳)	年	男性	女性	参照		
	2013	63.9歳	65.7歳	<5>		
	2007	57.4歳	58.8歳	<5>		
保健医療労働力	年	医師数(人口1万人あたり)	看護師数(人口1万人あたり)	参照		
	2007-2013	0.3	44	<3>		
	2002	0.2	3	<4>		
リプロダクティブ ・ヘルス	年	妊産婦死亡率	合計特殊出生率	避妊実行率 (15-46歳)	産前健診受診率 (最低1回)	参照
	2007-2013	410/100,000 (2013) <3>	5.2 (2013) <5>	34.4% (2011) <5>	88% (2007-2013)	<3><5>
	1999-2005	770/100,000 (2000) <3>	5.6 (2005) <5>	26.4% (2005/06) <5>	96% (1999) <4>	<3><4> <5>
	年	助産専門技術者 による出産	平均初婚年齢	15-19歳の女性 の出生率 (1000人あたり)	参照	
	2013	49% (2010)	N/A	119	<5>	
	2007	43% (2005)	N/A	130	<5>	
乳幼児・5歳未満 児死亡率 (1000人あたり の死亡数)	年	乳児死亡率(1000人あたり)				
		総合	男児	女児		
	2015	42.4	45.4	32.3		
	2010	82	119 (2000)	39.3 (2000)		
	年	5歳未満児死亡率(1000人あたり)			参照	
		総合	男児	女児		
2015	48.7	52.1	45	<5>		
2010	63.4	67.2	59.4	<5>		
ワクチン接種率 (1歳児)	年	はしか	三種混同	BCG	ポリオ	
	2013	99%	91%	N/A	N/A	
	2005	93%	90%	N/A	N/A	
	年	Hep B	HiB	参照		
	2013	91%	91%	<3>		
	2005	90%	N/A	<4>		
栄養状態	年	5歳未満 低体重児の割合	慢性栄養不良児 の割合(Stunted)	ヨード欠乏症	経口補水療法 (ORT)利用率	参照
	2007-2014	13.4%	34.7% (2007-2014)	N/A	N/A	<3>
	2004/05	16.7%	44.4%	N/A	N/A	<4>
安全な飲料水 及び改善された 衛生施設を利用 出来る人口(全人 口に対する%)	年	安全な水へのアクセス		改善された施設へのアクセス	参照	
	2015	55.6%		15.6%	<5>	
	2007	54.9%		11.8%	<5>	
HIV/AIDS	年	妊婦健診を 受診した女性の HIV感染率	15-49歳のHIV感染率(%)			参照
			総合	男性	女性	
	2012	N/A	5.3%	3.9%	6.2%	<12>
	2007	N/A	6.6%	N/A	N/A	<5>
グローバル ジェンダー ギャップ指標	健康と生存		2015年順位	参照		
	総合		55位	<7>		
	出生児の男女比		1位	<7>		
	健康寿命の男女比		69位	<7>		

1.4 ミレニアム目標指標* <8>

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

目標1: 極度の貧困と飢餓の撲滅		1990	2012
ターゲット1.A: 2015年までに1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。	1.1 1日1.25ドル（購買力平価）未満で生活する人口の割合	39%	28.2% (2012)
	1.2 貧困ギャップ比率	21.6	9.7 (2012)
	1.3 国内消費全体のうち、最も貧しい5分の1の人口が占める割合	N/A	N/A
ターゲット1.B: 女性、若者を含むすべての人々に、完全かつ生産的な雇用、そしてディーセント・ワークの提供を実現する。	1.4 就業者1人あたりのGDP成長率	N/A	N/A
	1.5 労働年齢人口に占める就業者の割合	N/A	N/A
	1.6 1日1ドル（購買力平価）未満で生活する就業者の割合	N/A	N/A
	1.7 総就業者に占める自営業者と家族労働者の割合	N/A	N/A
ターゲット1.C: 2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。	1.8 低体重の5歳未満児の割合	28.8%	16%
	1.9 カロリー消費が必要最低限のレベル未満の人口の割合	N/A	N/A
目標2: 普遍的な初等教育の達成		1990-2010	2012-13
ターゲット2.A: 2015年までに、全ての子どもがジェンダーの区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	2.1 初等教育における純就学率	54.2%	89.7%
	2.2 第1学年に就学した生徒のうち初等教育の最終学年まで到達する生徒の割合	85% (2010)	87.2%
	2.3 15~24歳の男女の識字率 <5>	78% (2002)	86% (2012)
目標3: ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント		1990-2010	2010-13
ターゲット3.A: 可能な限り2005年までに、初等・中等教育におけるジェンダー格差を解消し、2015年までに全ての教育レベルにおけるジェンダー格差を解消する。	3.1 a. 初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	98 (2010)	102 (2013)
	3.1 b. 中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	98 (2010)	105 (2013)
	3.1 c. 高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	22 (2006)	30 (2012)
	3.2 非農業部門における女性（賃金）労働者の割合	N/A	N/A
	3.3 国会における女性議員の割合	23%	36%
目標4: 乳幼児死亡率の引き下げ		1990	2010-12
ターゲット4.A: 2015年までに5歳未満児の死亡率を1990年の水準の3分の1に削減する。	4.1 5歳未満児の死亡率（出生1000人当たり）	191	81 (2010)
	4.2 乳幼児死亡率（出生1000人当たり）	115	45 (2012)
	4.3 はしかの予防接種を受けた1歳児の割合	81.2%	95% (2011)
目標5: 妊産婦健康の改善		1990-2007	2007-13
ターゲット5.A: 2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に削減する	5.1 妊産婦死亡率（妊産婦10万人当たり）	529	432 (2012)
	5.2 医師・助産婦の立ち会いによる出産の割合	43.9%	50.5% (2010)
ターゲット5.B: 2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する	5.3 避妊具普及率<5>	26.4% (2004/05)	34.4% (2011)
	5.4 青年期女子による出産率（1,000人あたり）<5>	130 (2007)	119 (2013)
	5.5 産前ケアの機会（最低一回）	96%	88% (2007-13)
	5.6 家族計画の必要性が満たされていない割合	N/A	22.3% (2010)
目標6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止 (関連深いターゲット・指標のみ抜粋)		1990	2010-14
ターゲット6.A: HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる。	6.1 15~24歳のHIV感染率（15~49歳データ）	6%	2% (2012)
	6.2 最後のハイリスクな性交渉におけるコンドーム使用率	N/A	N/A
	6.3 HIV/エイズに関する包括的かつ正確な情報を有する15~24歳の割合	N/A	48.2% (2010) <6>
	6.4 10~14歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率	N/A	N/A
目標7: 環境の持続可能性確保 (関連深いターゲット・指標のみ抜粋)		1990	2012
ターゲット7.C: 2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する	7.8 改良飲料水源を継続して利用できる人口の割合（農村部）	51% (農村部)	47% (2012) (農村部)
	7.9 改良衛生施設を利用できる人口の割合（都市部）	68% (都市部)	89% (都市部)

留意：上記の情報は、タンザニアにおける2014年のMDGレポート結果に基づいている。故に基礎指標とは、出典やデータ収集年が異なり、情報に誤差がある場合がある。尚、MDGレポートに情報がない場合には、他の文献から情報をとっている（参照番号を参照）。

1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

1.5.1 女性の意思決定への参加

年	国会	政府		民間セクター			参照
	国会議員	大臣	副大臣	管理職	専門職	技術職	
2013	36%	31%	22%	N/A	N/A	N/A	<10>
2007/08	30% (2005)	22%	27%	N/A	N/A	N/A	<10>

1.5.2 ジェンダー関連国際条約・宣言の署名および批准

署名年	批准年	条約
-	1985	女子差別撤廃条約 (CEDAW)
	1991	子どもの権利条約 (Convention of the Rights of the Child:CRC)
	1997	SADC Declaration on Gender and Development
1995	-	北京宣言および行動綱領
2004	-	The Declaration of Gender in Africa
2008	-	SADC protocol about Gender and Development

1.5.3 ジェンダー平等および女性の保護のための法律・政策

年	法律
1988	性犯罪特別条項法令 : Sexual Offences Special Provision Act 1988-SOSPA
1999	Land Act No.4 and 5 of 1999, Village Land Act No.5

1.5.4 ジェンダーに関する国家政策

年	政策
2000	女性とジェンダー開発政策 (Women and Gender Development Policy : WGDP)
2005	国家ジェンダー開発戦略 (National Gender Development Strategy)

1.5.5 ナショナル・マシナリー

設置年	組織名
1990	Ministry of Community Development, Women's Affairs and Children。その後 2000 年に Ministry of Community Development, Gender and Children に変わり、 2015 年 11 月の新政権誕生に伴い、Ministry of Health, Community Development, Gender, Seniors, and Children (MHCDGSC)

1.5.6 グローバルジェンダーギャップ指標

政治的エンパワーメント	2015 年順位	参照
総合	32 位	<7>
国会議員の男女比	25 位	<7>
大臣の男女比	22 位	<7>
過去 50 年間の元首在任年数の男女比	64 位	<7>

基礎指標 出典

- <1> Human Development Report 2015
- <2> Human Development Index 2007/08
- <3> World Health Statistics 2015
- <4> World Health Statistics 2007
- <5> World Development Indicators (<http://data.worldbank.org/indicator/>)
- <6> Tanzania Demographic Health Survey 2010
- <7> The Global Gender Gap Report 2015
- <8> Country Report on Millennium Development Goals 2014
- <9> ‘Children and Women in Tanzania, Volume 1: Mainland’
- <10> Country Report on the Review and Progress Made and Challenges Encountered in Implementation of the Beijing Declaration and Platform of Action and Outcomes of the Twenty Third Special Session of the General Assesmbly- Beijing +20
- <11> Prime Minister’s Office, Regional Administration and Local Government, URT, Pre-Primary, Primary, and Secondary Education Statistics, 2013
- <12> Ministry of Health and Social Welfare, URT, ‘Health Sector Strategic Plan July 2015- June 2020’, 2015.

2. タンザニアにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 タンザニアにおける女性の概況

<2.1.1: タンザニアの社会経済状況>^{1,2,3}

《基礎情報》

アフリカ東部に位置するタンザニア国（以下、「タンザニア」）は、94.5万平方kmの領土と約4,925万人の人口を有する連合共和国である。約130もの多様な民族や複数の宗教が混在する中、民族融和政策が定着しており、1961年に英国から独立して以来クーデターのような大きな混乱もなく、安定した内政を維持している。アフリカ大陸本土に位置するタンガニーカ共和国と1963年に独立したインド洋の島嶼国・ザンジバル共和国が1964年に合併し、以来両者の連合体制が確立されている。ザンジバルには、連合共和国政府とは別の自治革命政府があり、独自の大統領、司法、立法、行政で統治されている。それゆえ言及する法律や状況などが本土とザンジバルでは異なるため、本調査報告書では、ザンジバルに関する情報は扱わず、タンザニア全体の情報及びタンザニア本土についてまとめている。2015年10月に実施された共和国の大統領選挙では、Chama Cha Mapinduzi党（以下、「CCM」）のJohn Magufuliが勝利し政権に就いた。新大統領は、無駄遣いをやめ、効率性を高めるという方針を強調しており、同年12月に発表された新政府は、前政権より11省少ない19省で構成されている。

《外交》

外交においては、地域の平和と安定を目指し、コンゴ民主共和国及びブルンジなどの大湖地域の情勢安定に努めてきたほか、東アフリカ共同体（East Africa Community: EAC）、南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community: SADC）のメンバーとして地域の統合や協調にも貢献している。

《経済》

タンザニアは、2000年以降、鉱物輸出、観光業、製造業輸出、及び港湾サービスの拡大を背景に年率6～7.8%の経済成長を続けている。2000年にUS\$300、2007年にUS\$510であった一人当たりの国民総所得（Gross National Income: GNI）は、2013年にUS\$920まで達し、2000年と比べ3倍の伸びとなっている。直接投資の流入額においては、近隣諸国と比較するとケニアの3倍以上、ウガンダの1.5倍である。このような目覚ましい経済成長を元に、タンザニアは長期開発政策である「Vision2025」を掲げ、2025年までの中所得国入りを目指している。その一方で、成長の恩恵は国民すべてに行き渡っているわけではなく、ジニ係数においては格差が縮小せず広がっているという見方もある⁴。人口の70%近くが農業を営んでおり、更に農

¹ 国際協力機構 (a)

² 国際協力機構 (b)

³ 国際協力機構 (c)

⁴ Ibid、2000/01年のジニ係数は0.35、2007/08年0.35、2011/12年0.34（値は0から1の範囲で1を最大の格差としている）

村部では、女性81%と男性の74%が自家消費を目的とした農業に従事している⁵。

<2.1.2: タンザニアにおける女性の状況の概要>

《政府の取り組み》

1977年に制定されたタンザニア憲法及びその後の修正は、性別を基づく差別を禁じている。また、同国は、女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women: CEDAW）やThe SADC Protocol on Gender and Developmentなど国際及び地域レベルの人権文書に批准している。政策レベルでも「Vision 2025」でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを重要だと位置付け、貧困削減のための国家戦略¹及び2（MKUKUTA⁶¹及び2）では、ジェンダー主流化を強調し、教育やジェンダーに基づいた暴力（Gender-based Violence: GBV）に関する具体的な戦略を打ち出している。また、女性とジェンダー開発政策（Women and Gender Development Policy: WGD）の策定や、女性国会議員や地方女性議員のクォータ制度を強化することで、女性の意思決定への参加を支援するなど、男女平等に対して取り組んできた。

《矛盾する法律と男性優位の規範による女性への影響》

他方で、憲法や法律にはCEDAWに沿っていない条項や女性を差別する条項が多く残る。また関連する法律の間の整合性がとれておらず、更に制定法の他にも慣習法や宗教法（イスラム法やヒンドゥー法）も有効であるため、女性の権利や法の解釈の仕方が法律によって異なり、女性とその狭間で脆弱な立場に立たされることが日常化している。また、男性優位の規範（Norm）や女性に対する差別的考え方が未だタンザニアの社会、特に農村部において浸透していることは、女性に不利である法律や慣習の実施を助長している。例をあげると、1971年に制定された結婚法は、CEDAWで定義された18歳の最低年齢に沿っておらず、男性の婚姻年齢が18歳であるのに対し、女性は親の合意がある場合は15歳である。子供に関する法令（The Law of the Child Act 2009）でも、18歳以下の婚姻が子供の権利尊重に違反していることには言及していない。UNICEFの2010年の報告書⁷によると、児童婚は農村部で49%（2007年）、十代で出産を経験する女子⁸は23%と高く、まだ成熟しきってない母体への負担は、タンザニアにおいて妊産婦死亡率（出生数10万あたり）が410と高い⁹原因の一つとなっている。更にジェンダーに2.1.4章に述べられているように、GBV¹⁰は国内で広く蔓延しており、また女性への割礼（Female Genital Mutilation: FGM¹¹）も一定の地域で未だに実施されている（2.1.4章を参照）¹²。このような矛盾する法律と社会に根付いてきた男性優位の考え方が、女性のリプロダクティブ・ヘルスに関する意思決定を剥奪してきた。

⁵ FAO

⁶ 貧困と削減のための国家戦略のスワヒリ語の略語

⁷ The United Republic of Tanzania and UNICEF

⁸ 15-19歳の女子

⁹ WHO (a)

¹⁰ タンザニア DHSによると15-49歳の女性の39%は過去に暴力を経験したと回答している。

¹¹ 医療的理由ではなく、慣習的な理由で女性の性器を取り除く又は或いは傷をつけること。

¹² National Bureau of Statistics, URT

《教育》

タンザニアは、初等教育の就学において過去15年間に大きく前進し、2000年に男女とも68%前後だった総就学率は、2013年には男子87%、女子91%¹³に達した。男女平等指数はほぼ1となっている。この就学率の増加は、主に授業料が廃止されたことや、子供に初等教育を受けさせることが両親（保護者）に義務化されたことに起因¹⁴する。その一方で、中途退学をする生徒の数は学年を上るにつれて男女共に増え、中等教育における男女の総就学率は、それぞれ男子34%、女子32%と反転している。中等教育の高学年（Form 5-6）になると、男女平等指数は0.4にまで下がる。UNICEFの報告によると、中途退学は、男女で多少理由が異なり、男子は家計のために労働をせざるを得ないことや教育のニーズを感じないことが主な理由である。女子は、家事や親の反対に加え、依然として妊娠も大きな要因の一つである。2007年には、8000人の女子生徒が妊娠を理由に退学¹⁵した。現在は、出産後も学校に戻れることになっているが、戻る生徒は少なく、羞恥心や周りからの差別に加え、子供の育児があるため現実には難しいものと思われる。

《農業》

タンザニアでは農業が雇用の大部分を占めており、農業従事者が労働人口に占める割合は全国平均で、女性69%、男性62%、農村部ではそれぞれ90%と85%と報告されている¹⁶。栽培する自家消費作物は男女とも主にメイズ、豆、コットンが中心だが、男女では栽培作物の割合が異なり¹⁷、更に換金作物か自家消費作物かによっても変わってくる。女性の方が自給自足を目的にした農業を営む傾向が強い。女性の土地保有者は男性の73%に対して27%に留まり、女性の9割は天水に頼った農業（男性は6割）を営んでいる。更に改良種子、肥料、農薬を使用する割合（表1を参照）、農機具などの生産資機材へのアクセス、そして労働者を雇う割合が男性と比べると少ないことから、女性による農業は男性のそれと比べ生産性が低い¹⁸。

表1：農民による生産資材利用状況（男女別）（%）

年	無機肥料	農薬	改良種子
男性	10	11	10
女性	9	8	6
平均	10	11	9

出典：FAO Tanzania Gender Analysis in Rural Development

¹³ World Development Indicator (<http://data.worldbank.org/indicator>)。尚、2000-2012年に間には、純就学率が100%を超えた年もあり、現在の割合に留まっているのは、学年相応外の生徒数が減ったことによるものである。

¹⁴ The United Republic of Tanzania and UNICEF

¹⁵ The United Republic of Tanzania and UNICEF

¹⁶ United Nations (b)

¹⁷ メイズ、豆、コットンの換金作物としての割合は、各々、男性農民（約28%、20%、10%）女性農民（約32%、15%、8%）となっている。

¹⁸ FAO

<2.1.3: 女性の意思決定機構への参加>

タンザニアは、世界経済フォーラムが実施した2015年グローバルジェンダーギャップ指標で、145カ国中45位、その中の政治エンパワーメントでは32位と上位30%以内に位置付けている。表2に示されているように、2013年の女性の国会議員は全体の36%（350人中126人）、内閣大臣は31%（32人中10人）¹⁹であり、憲法で定められた30%の女性議席のクォータ（以下、クォータ）を上回っている。2015年に行われた女性議員の地域比較では、世界の平均が22%、SADCの地域平均が27%であった²⁰ことから、タンザニア女性の政治への参加率が高いことがわかる。この参加率が40%を超えるセーシェルや南アフリカには遅れをとっているものの、タンザニアの女性議員が今日の数に増えるまで、クォータの割合向上に対する政府の努力があったことも忘れてはならない。

クォータは、1977年の憲法では15%であったが、2000年の憲法修正では20%、2004年の憲法修正で30%と徐々に増えていった²¹。表3は、独立以降の女性議員数の推移を示している。事実、クォータの割合が変わると並行して女性議員の数が増加している。タンザニア政府は、現在進行中の憲法改正において、アフリカ同盟（African Union：AU）の目標である50%まで女性のクォータを引き上げる提案をしている。尚、メディアの情報²²によると、2015年12月に発表された新内閣では、19人の大臣のうちの女性の起用は42%に当たる8人であった。クォータによる特別枠の女性議員が多い一方で、一般枠で選出される女性議員の増加率はかなり緩やか（表3）であることにも注目する必要があり、この先、クォータ枠外で選出する女性議員を増やすために更に候補者の能力や政党に対するアドボカシーを強化していく必要がある。

表2：タンザニア本土において女性の意思決定の地位にいる割合（2013年現在）

役職/性別	男性		女性		合計 人数
	人数	%	人数	%	
CABINET					
Ministers	22	69	10	31	32
Deputy Ministers	18	78	5	22	23
PARLIAMENT					
Member of the Parliament	224	64	126	36	350
PUBLIC SERVICE					
Permanent Secretaries	18	78	5	22	23
Deputy Permanent Secretaries	15	50	15	50	30
Commissioners	14	74	5	26	19
Assistant Commissioners	3	60	2	40	5
Directors of Ministries	114	69	51	31	165
Assistant Directors	225	63	132	37	357
REGIONAL ADMINISTRATION					
Regional Commissioners	19	76	6	23	25
Regional Administrative Secretaries	15	60	10	40	25
LOCAL GOVERNMENT					
District Commissioners	91	63	53	37	144
District Executive Directors	101	75	33	25	134
Judges	43	64	24	26	67

出典： Ministry of Community Development, Gender and Children より一部のデータ抜粋

¹⁹ The United Republic of Tanzania (a)

²⁰ Gender Links

²¹ United Nations (a)

²² <http://www.nation.co.ke/news/africa/Magufuli-appoints-lean-Cabinet-of-19-ministers/-/1066/2991984/-/xtiwa6/-/index.html>

表3：独立以降の女性議員の割合の移り変わり

年	男性	女性選出	女性特別枠	国会議員 合計数	女性%
1961	73	0	6	79	7.5%
1975	194	0	13	207	6.7%
1995	224	8	37	269	16.7%
2000	219	12	48	279	21.5%
2010	224	18	82	324	30.9%
2013	224	18	106	350	36.0%

出典： Ministry of Community Development, Gender and Children のデータ一部抜粋及び他データから著者作成。

他の役職については、役職によって差があるものの、22-40%を女性が占めており（表2参照）、タンザニアでは行政において女性が比較的進出しているといえるが、AUの50%まではほど遠い。州や郡政府に関しては、地方レベルの法令で現在、女性議員は最低三分の一であることが義務付けられており、役職によっては33%を超えているものの、表4が示すように村よりコミュニティーレベルの地方政府では、女性のリーダーは平均で7%にしかすぎない。これは、農村部における男女平等のギャップが都市部に比べて大きいこと、都市部に存在するクォータ制度が地方で欠如していることなど、女性の意思決定への参加に地域間で大きな開きがあることを顕著に示している。女性が直面する課題やニーズに対応していく始めの段階では、やはりクォータによる底上げと候補者の能力強化が欠かせないと考えられる。

表4：2009年に地方（村、近隣地、村落レベル）政府で選出されたリーダーの男女の割合

役職	男性	女性	合計	男性%	女性%
村レベルリーダー	10,408	249	10,657	98%	2%
Mitaa（近隣地）リーダー	2,150	299	2,449	88%	12%
村落リーダー	53,786	1,908	55,694	97%	3%
村議会のメンバー	115,901	100,054	125,955	92%	8%
Mitaa（近隣地）議会のメンバー	7,138	1,802	8,940	80%	20%
合計	189,383	14,312	203,695	93%	7%

出典： Ministry of Community Development, Gender and Children (PMO-RA LG -Local Government Election Report (2009))

<2.1.4: ジェンダーに基づいた暴力（GBV）>

タンザニアでは、身体的及び精神的暴力、児童婚、FGM²³など様々な形のGBVが起こっており、タンザニア人口保健調査（Tanzania Demographic Health Survey：以下、「TDHS」）によれば、「過去に身体的暴力を受けたことがある」と答えた女性（15-49歳）は、38%、「性的暴力を受けたことがある」と答えた女性は20.3%にも上っている²⁴。ここで留意すべき点は、GBVの発生状況は、地域によって大きな差があるということである。GBVは、国内で広く蔓延しているが、南部高地と湖地域にあるRuvuma、Mbeya、Rukwa、Kigoma、Mara の5州においては身体及び性的暴力とも蔓延する割合が特に高くなっている。Mara州では、身体的暴力を受けたことのある女性の割合が

²³ 脚注 11 を参照

²⁴ 調査の質問では、夫又は元夫に加え、他のカテゴリーの加害者も含まれており、女性の家族メンバーや教師なども加害者に含まれている。

66.4%、性的暴力を受けたことのある女性が32.5%と、平均よりずっと高い。Dodoma州では、身体的暴力を経験した国内州別の州比較において一番高い（70.5%）反面、性的暴力は13.3%と平均より低い。更に1998年に制定された性犯罪特別条項法令（Sexual Offences Special Provision Act 1988-以下、「SOSPA」）では、18歳以下の女性に対するFGMが固く禁じられているが、タンザニアの一部の地域では未だにこの慣習が続けられ、18歳以上の女性も法の保護を受けられないのが現状である。FGMを経験した女性の割合は全国で14.6%にも及ぶが、同慣習は国内全体で蔓延しているわけではなく、特定の州・地域に集中して存続している。表5は、ゾーン別にFGMを経験した女性の割合を示している。表から分かるとおり、北部と中部（各37.8%、58.8%）では平均値を高く上回っている反面、南部や西部ではFGMはあまり実施されていない。北・中部では、特にDodoma（63.8%）、Arusha（58.6%）、Singida（51%）、Manyara（70.8%）で、湖地域のMara（39.9%）で実施される割合が高くなっている²⁵。これらの地域でこの慣習が継続されている主な理由には、（1）女兒が成人女性になるためにFGMが必要だという信仰、（2）婚前の性交を予防するため、（3）娘が嫁ぐ際に高額の婚償が入手できる、が挙げられる²⁶。

表5：女性でFGMを受けた割合

ゾーン	割礼（FGM）を経験した割合（%）
西部	1.7
北部	37.8
中部	58.8
南部高地	5.3
湖地域	8.9
東部	9.1
南部	0.9

出典：タンザニア DHS から一部抜粋

近年、女性団体や援助機関は、この慣習により生計を立ててきた伝統的FGM実施者が、生計手段の損失を憂慮していることに注視し、対価を支払うことで、これらの実施者がFGMの削減や意識改革推進の啓蒙者として活動するという取り組みを行っている。中にはFGM実施を停止した実施者もあり、一定の効果をあげているという^{27,28}。このような手法は、地域の特徴に合わせて工夫された取り組みであると評価できる反面、長期的には、予算の割り当てや持続性への考慮が必要であり、政府、NGO、コミュニティー間で連携をとった長期的計画と方向付けが必要である。

GBVに対応するため、政府はこれまで法の改正や政策レベル及びオペレーションにおける取り組みを実施してきた。女性及び子供に対する暴力予防と根絶国家行動計画（National Plan of Action for Prevention and Eradication of Violence against Women and Children 2001-2015：以下、「NPA for Violence」）をはじめ、複数の政府機関により策定された政策や戦略、ガイドラインは「9. 添付資料」にまとめられた通りである。コミュニティー開発・女性・子供省（Ministry of Community

²⁵ National Bureau of Statistics

²⁶ 28 Too Many

²⁷ The United Republic of Tanzania (a)

²⁸ UNFPA からの聴き取りによる

Development, Gender and Children: MCDGC²⁹) は、GBV予防と根絶においてマルチセクターアプローチの調整を行う役割を担っているが、NPA for Violenceは内容の具体性に欠けており、予算不足やコーディネーション力不足で計画の実施や実績が限られていることが複数の報告書で言及されている^{30,31}。更に保健・社会福祉省 (Ministry of Health and Social Welfare: MHSW) との聴き取りでも、関連アクター (MCDGCや警察、法律関係機関、NGO、シェルターなど) との連携やコーディネーション不足が指摘された。現在、MCDGCはUSAIDの支援で国家GBV調整ガイドラインの作成に取り組んでいる。一方で、MHSW³²は、‘Health Sector Costed Implementation Plan for Gender Based Violence and Violence against Children Prevention and Response’ (2016-2020) (以下、「保健セクターGBV実施計画」) を作成中で、保護及びサービスへのアクセス向上、レファラルシステムや保健セクターにおける標準業務手順書 (Standard Operating Procedure: SOP) の確立、法医学的検査 (forensic exam) の精度やアドボカシーの向上を目指している。警察は、2007年にタンザニア警察女性ネットワークを設立し、GBVを始めとしたジェンダーに関する課題に対する取り組みの強化を図ってきた。その活動の一つとして、警察子供・女性デスク (Police Gender and Children’s Desk: PGCD) を立ち上げ、2012年までに417のPGCDを設立した。また、警察署に報告されたGBVケースの取り扱いに関するSOPとガイドラインも策定されている³³。国家GBV調整ガイドラインの作成と2015年12月MCDGCとMHSWの合併を踏まえ、GBV予防・根絶の取り組みにおいて、更に警察や司法などのアクターも巻き込んだ包括的なアプローチがとられることが期待される。

2.2 ジェンダーに関するタンザニア政府の取り組み

以下、タンザニア国全体或いはタンザニア本土において政府が実施する法律や政策を紹介する。なお、この報告書では、ザンジバルの法律や政策には触れていない。

<2.2.1: ジェンダーに関する国家政策>

タンザニアでは、2000年に女性とジェンダー開発政策 (Women and Gender Development Policy: WGDP) が、2005年に同政策を実施するための国家ジェンダー開発戦略 (National Gender Development Strategy: NGDS) が策定された。WGDPは、政策、プログラム、戦略においてジェンダーを主流化させ、女性も貧困の削減などの開発の課題に取り組むべく、参加機会を創出していくことを挙げている。また、NGDSは、タンザニアにおけるジェンダー平等の課題を更に明確に取り上げている。WGDPを効果的に実施するためのガイダンス、優先分野 (意思決定と権力、ジェンダー主流化、男女別のデータを始め、教育、経済とエンパワーメントなどの関連分野) で採用していく戦略や活動、運営のためのメカニズムなどを提示し、ジェンダー平等化の戦略を打ち

²⁹ 2.3章 参照。2015年12月の組織改革で、MCDGCは、Ministry of Health, Community Development, Gender, Seniors, and Children (MHCDGSC) となったが、本調査報告書作成時には、まだ新しい省の役割や方針が明らかではないため、本報告書ではMCDGCの実績や役割に言及する。

³⁰ USAID (b)

³¹ Tanzania Women Lawyers Association

³² 調査中の2015年12月に組織改革があり、同省は、ジェンダー・コミュニティー開発・子供省、及び高齢者に関する部署と合併することになったが現時点では、省の役割や内部組織は不明。

³³ Tanzania Women Lawyers Association

出している^{34,35}。タンザニア政府は、「同戦略は北京プラットフォームアクションで優先となった課題への取り組みや男女別データ収集の啓発、ジェンダーに配慮した計画や予算に関する各省へのアウトリーチに貢献した」と自己評価している。その一方で、予算不足や各省におけるコミットメント不足からジェンダー・フォーカル・ポイント（Gender Focal Point: 以下、GFP）制度が機能せず、モニタリングが十分実施できないなどの課題も多い。現在、WGDPの見直しが進んでいる。

<2.2.2: その他ジェンダー関連法律・政策>

[タンザニア国憲法]

1977年に制定されたタンザニア憲法及びその後の修正では、性別に基づく差別を禁じており、すべての人々は、差別なく保護と平等を保障されている。また、国会議員と地方議員の女性クォータ議席を各30%、33.3%と定め、女性の意思決定における参加向上に取り組んでいる。しかし、現在のタンザニアの憲法は、慣習法（Customary Law Declaration Order: CLDO of 1963）や宗教に基づいた法律（Islamic Law）も容認しているため、宗教、慣習法が重視されて制定法で保証されている権利が保護されないことが日常化している。例えば遺産相続がその例としてあげられる（本章、下記「相続法」を参照）。更にCEDAWを批准したにも関わらず、憲法における定義が広い、或いは記載が不明確なためにCEDAWの基準に沿わず女性に不利な制定法が施行されているという矛盾も存在する。CEDAWからの所見及び市民団体からのアドボカシーの後押しもあり、現在、政府は憲法の修正に取り組んでいる（本章下記「タンザニア国憲法改正法案」参照）。

[タンザニア国憲法改正案]

憲法改正法案では、直接的・間接的差別の定義を明確にし、差別や女性に危害を与える法律からの保護、妊娠中の雇用保護、女性の雇用への平等機会、出産時の質の高い保健サービス提供、更に女性の議席クォータの50%への引き上げ³⁶など、CEDAWや地域レベルの人権文書に沿って、かなりジェンダー平等や女性の人権を遵守する内容となっている。本改正案の策定及びレビューにおいては、市民団体が積極的に参加し、110機関が参加する女性と憲法の連合（Women and Constitution Coalition: 以下、連合）が市民との対話を持ち、政府に対してジェンダー視点の所見や提案を行ってきた。Tanzania Gender Networking Group（以下、「TGNP」）によると、連合は最終的に12の優先アジェンダを提案し、憲法改正案の最終ドラフトでは11のアジェンダが採用され、最終法案は審議されるにまで至っていた。しかし、野党からの反対意見で法案は取り下げられたという³⁷。その後、大統領選挙があり、改正プロセスが中断したが、選挙終了後にこの法案がどうなったかは不明である。

³⁴ African Development Bank

³⁵ Ministry of Community Development, Gender and Children (c)

³⁶ The United Republic of Tanzania (a)

³⁷ TGNP からの聴き取りによる。

[性犯罪特別条項法令：Sexual Offences Special Provision Act 1988-SOSPA]

SOSPAは、女性及び子供をセクシャルハラスメントや虐待から保護するために制定された法律であり、初めて「レイプ」を犯罪だと認めると共に性犯罪者に更に厳しい懲罰を与えること定めた。刑罰は、最低でも懲役30年³⁸、もし、被害者の女兒が10歳以下の場合は無期懲役となっている。18歳以下の女子に対するFGMを禁じたことは、女兒を性暴力から守るという意味では前向きであった反面、同法律には、18歳以上の女性をFGMから保護する規定がなく、女性の権利を保障する枠組みとして不十分な点がある。また、同法では、別居している場合のみ婚姻者間の性犯罪（marital rape）を禁じており³⁹、未だ法律に差別が残っている。尚、1977年に制定された刑法は、SOSPA（1988年）の制定に伴い修正が行われた。

一方で、SOSPAの15条は、刑法154～157条の修正条項として、ホモセクシュアリティを禁じている。同条項によると「同性に対して情欲を抱く行為を行った場合」には、30年の投獄、「そのような行為を試みた場合」には20年の投獄という非常に厳しい処罰を処することを定めている。憲法は、性別（sex）に関わらず平等であり、すべての国民の権利が守られると謳っているものの、性的指向（sexual orientation）が異性愛でない場合には差別をし、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）の人々は、脆弱な立場に立たされている。

[土地法] ^{40,41,42}

Land Act No.4 and 5 of 1999とその後の修正：同法令は、女性が男性と同様の土地所有及び利用権⁴³を持ち、慣習法による女性に対する差別を容認しないと定めた。その後の2004年の修正では、土地に対する価値をつけ、配偶者の同意なしでも土地を担保に融資を受けることを認めた。

Village Land Act No.5: 同法令は、慣習法が法に基づいた女性の土地権利を否定する場合に慣習法の採用を制限する。また、共同保有の承認や家族所有の土地売却の際には女性の同意を求めることなどを定め、女性の土地所有を認めている。Village land councilメンバーの半数は女性であるとも定められている。

[婚姻法] ⁴⁴

1971年に制定された婚姻法は、男性の婚姻年齢は18歳と定めているのにも関わらず、女性は両親の同意がある場合には、最低婚姻年齢を15歳と定めている。18歳以下の婚姻は児童婚であり、タンザニアはCEDAWや子供の権利条約（Convention of the Rights of the Child: CRC）

³⁸ Tanzania Women Lawyers Association

³⁹ Ibid

⁴⁰ USAID (a)

⁴¹ Asian Development Bank

⁴² Ministry of Community Development, Gender and Children (a)

⁴³ タンザニアでは、すべての土地が政府の所有であり、大統領が保管人となっている。許可されている土地保有の種類は、village land、占有の慣習的権利、制定法下の保有権（最長99年）、借地、居住権（USAID Country Profile: Property Rights and Resource Governance, Tanzania より）である。

⁴⁴ Ministry of Community Development, Gender and Children (a)

の批准国でありながら女性の権利を遵守していない。憲法改正案では、憲法に婚姻年齢を18歳と定めることが提案されている。

[相続法]⁴⁵

タンザニアの相続法は、制定法、慣習法、イスラム法、ヒンドゥー法の4法律が平行して実施されている。制定法では男女平等の権利が謳われている一方で、慣習法では男性が優先され、男性継承者がいない場合、娘として相続は出来るが、配偶者が死亡した場合に妻としての相続は容易ではない。イスラム法においては、娘が継承できる財産は息子の半分、妻が継承できる財産は男性の6分の1となっている。制定法で保証された女性の相続権利は、法の多重構造により阻害されている。

2.3 ナショナル・マシナリーとその他のメカニズム

<2.3.1: 設立背景及び現在の組織>

タンザニアにおける主な国内本部機構（「ナショナル・マシナリー」）は、1990年にタンザニアにおけるコミュニティー開発をコーディネートするために設立されたコミュニティー開発・女性・子供省（Ministry of Community Development, Women Affairs and Children）であったが、2000年にジェンダーと開発のコンセプトを反映させた、コミュニティー開発・ジェンダー・子供省（Ministry of Community Development, Gender and Children: MCDGC）に移行^{46,47}し機能してきた。そして、2015年10月の大統領選挙後、12月の内閣改造に伴い、同省は、新たにMinistry of Health, Community Development, Gender, Seniors, and Children（MHCDGSC）という多様な任務を司る省へと変化した。政府省庁の再編は、組織を見直して効率性を高めるという意味では前向きな意図ではあるが、担当分野が多岐にわたるMHCDGSCにおいてジェンダーがどの程度重視されるのか、また予算が省内でどの様に配分されるのか、現在のところ不明な点が多く、今後の動向を注視していく必要がある。

<2.3.2: MCDGCの主な活動>

MHCDGSCの設立は、本調査の現地調査後に発表され、その機能や活動は現段階ではまだ公表されていないため、下記では、前身のMCDGCの機能及び活動のうち、ジェンダーに関連する部分について言及する。

MCDGCは、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する政策や戦略の調整や、実施のモニタリングを行う役割を担っており⁴⁸、これまで女性とジェンダー開発政策（2000年）、国家ジェンダー開発戦略（2005年）、その実施計画書の策定・作成を司るキープレイヤーとして活動してきた。担当の部署であるジェンダー開発局は、更に「ジェンダー主流化」と「女性と開発」という部署に分かれており、政策におけるジェンダーの主流化、意思決定への女性の参加、ジェンダー平等の促進等に加え、タンザニア女性銀行（3.3.3章を参照）とのコーディネーションや女性開発基金の運営

⁴⁵ Ibid

⁴⁶ The United Republic of Tanzania (a)及び

⁴⁷ MCDGC ウェブサイト <http://www.mcdgc.go.tz/index.php/mcdgc/aboutus/category/overview/>

⁴⁸ The United Republic of Tanzania (a)

管理なども行っている⁴⁹。また、各省や州・郡レベルの政府機関とのジェンダーに関する業務をコーディネートする役を担っている。しかし、コーディネーションのメカニズムが構築されておらず、ジェンダーエンパワーメントの実施結果のモニタリングにおいても定期的にモニタリングをするシステムが整っていなかったことがジェンダー診断調査⁵⁰において報告されている。

新組織になったMHCDGSCの活動は明らかではないが、様々な社会的分野が一つの省になることには、利点が見出せる。例えば、これまではセクターにおけるジェンダーコーディネーションが課題であったが、すでにジェンダー主流化に力を入れている保健・福祉の分野と協調することで、GBVや女性のリプロダクティブ権利における取り組みを統合し、強化できると思われる。また、保健及びコミュニティー開発分野は、地方レベルまでスタッフがいることから、彼らのジェンダー知識及び能力強化を図り、地方レベルでジェンダーチーム（或いは委員会）を結成することで縦の繋がりができると共に地方レベルのアドボカシーの実施が期待できる。他省とのコーディネーションに関しては、GFP制度が機能しなかった要因を突き止め、どのように改革していくべきなのかを有識者の知見も得ながら分析し、新たなモデルを構築していくことが大切だと考えられる。

<2.3.3: その他の組織>

[他省や州・郡政府事務局におけるジェンダー・フォーカル・ポイント]

各省、州政府事務局、及び郡政府事務局には、ジェンダー・フォーカル・ポイント（Gender Focal Point: GFP）が任命されており、ジェンダー委員会が設立されていることになっている。GFPは、本来は政策・計画局に配置されることになっているが、人事部など政策に関連の薄い部署や、意思決定権を持たない職員がGFPに任命されることも多く、キャパシティーの欠如や政策的効果に欠けるといった声が聞かれる。教育省のように、省内にジェンダー委員会を設置しジェンダー主流化を試みた省もあるようだが、仕組みの効果は定かでない。更に、州や郡レベルにおいては、コミュニティー開発の職員がジェンダー平等の実施やモニタリングを担当することになっているが、適切な研修や予算の不足などの理由から効果的に機能していないのが現状である⁵¹。

[社会福祉とコミュニティー開発議会委員会- Parliamentary Committee on Social Welfare and Community Development]

ジェンダー平等の促進を監督する機能をもつ。

[タンザニア女性議員グループ・タンザニア党横断プラットフォーム]

女性議員により設立されたグループで、女性議員や議会の間でジェンダーについて意識の向上を図る活動をしている⁵²。

⁴⁹ MCDGC ウェブサイト <http://www.mcdgc.go.tz/index.php/departments/category/gender/>

⁵⁰ Ministry of Community Development, Gender and Children (a)

⁵¹ Ministry of Community Development, Gender and Children (a)

⁵² Ibid

[ジェンダー主流化作業部会-マクロ政策 (Gender Mainstreaming Working Group-Macro Policy)]

2008年に設立されたジェンダー主流化作業部会-マクロ政策 (Gender Mainstreaming Working Group- Macro Policy: GMWG) は、MCDGCを政府側の、UN WomenをDevelopment Partners Gender Group (以下、「DPGG」) 側の代表として運営されるジェンダー主流化促進のためのグループである。当初はリサーチセンター(名称は不明)に事務局があったが、2010年にMCDGCに事務局が移行した。現在は、DPGGとコーディネーションをとりつつ、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する対話や分析、政策における優先及び戦略的取り組みについて政府とDPGGからの多様なステークホルダーが協調するグループとして機能している。近年は、MKUKUTA IIにおけるジェンダー視点の提案や、ジェンダー予算実施の能力強化や政策におけるジェンダーレビュー、セクターレベルにおけるジェンダー監査など、積極的に活動を行っている⁵³。

[ダル・エス・サラーム大学 ジェンダーセンター]

1966年に創立されたダル・エス・サラーム大学 (University of Dar Es Salaam: UDES) には、ジェンダーセンターが設置されている。同センターは、UDESにおいてジェンダー主流化を内部化させ、ジェンダー視点をもったプログラムの運営、ジェンダー平等の促進、大学内外におけるジェンダーネットワークの促進と拡大を目的に設立された。すべての学生は、必須科目としてジェンダーの基礎クラスを履修することになっており、UDESは、ジェンダー平等に向けた学生の理解向上に努めている。多々あるこれまでの実績の中でもダル・エス・サラーム大学の政策をジェンダー視点から修正したこと、反セクシュアル・ハラスメント政策や同大学のジェンダー政策を策定したことなどは、大学におけるジェンダー主流化の内部化の表れといえる。また、ジェンダー平等のアドボカシーは、女子生徒の増加に大きく貢献した。

⁵³ The United Republic of Tanzania (a)

3. 主要セクターにおけるジェンダー状況

3.1 保健医療分野

<3.1.1: ジェンダーに関する法的・政策的枠組み>

保健セクターにおける主な政策的枠組みは、保健セクター戦略計画4：2015-2020（Health Sector Strategic Plan IV 2015-2020：HSSP IV）である。同計画は、保健セクターにおいてジェンダー主流化及びジェンダー平等を重要だと位置づけ、権利に基づくアプローチを取り入れることで女性世帯を含む脆弱な人々の保護にコミットしている。また、組織、政策、予算を含む保健セクターにおけるジェンダー不平等の根本的原因の追求や分析を実施し、分野内の個別の課題（リプロダクティブ・ヘルス、産前後のケア、出産、HIV/AIDS、GBVなど）において女性のニーズにあったヘルスケアを実行していく意図を示している。更にGender Operational Plan for the HIV Response in Tanzania Mainland（2010-2012）を作成し、ジェンダーに配慮したHIV/AIDSへの対応にも取り組んでいる。保健福祉省（以下、MHSW）は、保健医療の立場からGBVに取り組むため、実践的なガイドラインを作成し（9.添付資料：表9を参照）、現場の保健スタッフの効果的予防や対応に力を入れている。

<3.1.2: リプロダクティブ・ヘルス・家族計画>

タンザニアでは、近年までアフリカ諸国の中でも妊産婦死亡率が高く、2004年には578（妊産婦10万人あたりの死亡率）であったが、2010年には454⁵⁴、2013年には410⁵⁵にまで減少した。しかし、世界平均の69と比較すると妊産婦死亡率は依然として高い。その背景には、特に農村部では保健所までの距離が遠く、WHOが推奨する4回以上の産前検診（Antenatal care=ANC）に行くことができない（検診1回の参加率が88%に対し、4回以上になると半数の43%に下がっている）、助産専門技術者による出産が未だ49%である、身体が成熟しきっていない女児の児童（若年）婚による早期妊娠や思春期の妊娠率が高い（15-19歳の女子1000人あたり世界平均40、アフリカ平均116対し、タンザニアでは128）⁵⁶、危険な中絶が実施されている、などの要因が挙げられる。合計特殊出生率は、5.2とアフリカ地域平均の4.9⁵⁷よりも高くなっている。2010年 TDHSによると、15-19歳ですでに子育てを始めている（すでに出産或いは妊娠中）女性は調査対象者の23%であり、19歳では44%にも上っている。また、15-49歳の既婚及び未婚女性調査対象者のうち、71%が現在避妊具を使用していないと回答していることから、若年出産や避妊具の非使用が出生率を高める要因になっていると思われる。ここで重要な点は、都市や農村部、地域による大きな違いである。合計特殊出生率を地域毎にみると、Rukwa、Kataviで7%以上と特に高いのに比べ、Dar Es Salaam、Kilimanjaro、Arushaでは4%以下である。また、避妊具使用率をみると、非使用率と合計特殊出生率の高い地域は概して一致している（ザンジバルを除く⁵⁸）。

⁵⁴ National Bureau of Statistics

⁵⁵ World Health Organization (a)

⁵⁶ Ibid

⁵⁷ Ibid

⁵⁸ ザンジバルでは、避妊具非使用率が他地域に比べてずっと高いが、出生率は国平均より低い。

<3.1.3: HIV/AIDS>

2011/12 HIV・マラリア指標調査によると15-49歳のHIV/AIDS感染率は5.3%であり、男性が3.9%なのに対し女性は6.3%⁵⁹と感染率が高い。男性と女性の感染パターンは異なっており、女性はリプロダクティブ・ヘルスに活発な年齢枠の25-34歳に感染のピークを迎える一方で、男性は30-39歳と遅めにピークを迎えている。女性の感染率の高い要因としては、(1) 女性の性や身体に関する意思決定力が弱いこと、(2) 若年で性や身体、そしてHIV/AIDSに関する知識がないまま性行為や若年婚に至ること、(3) HIV/AIDS感染のリスクを伴った性暴力が起こっていること (4) 貧困という背景のもと、金銭目的でHIV/AIDS感染のリスクを伴った性行為に至ること⁶⁰、(5) 社会的規範や慣習、女性の権利を遵守していない法律が先述の要因を生み出していること、などが挙げられる。更に予防に関して持っている知識と行動が相反することにも留意が必要である。男女共に⁶¹、コンドームを使用することがHIV/AIDSを予防できるという知識は76%前後あり、両者とも90%以上が、「夫が性病を患っている場合は、性交を拒む或いはコンドームを使用することが正当化される」と回答している。しかし、一般的な避妊具の使用度に注目してみると、避妊具利用率自体が低く、女性の29%しか使用しておらず、更に男性コンドームの使用率は（女性コンドームは調査の回答オプションに含まれていない）4.2%と、薬や埋め込み式より少ないのが実情である。このような要因にジェンダー視点から対応するため、MHSWは、「Gender Operational Plan for the HIV Response in Tanzania Mainland (2010-2012)」を作成した。本計画は、男性や伝統的リーダーを巻き込んだ意識改革、女性や青少年少女に対するリプロダクティブ・ヘルスに関する知識向上やサービスの強化、男性もHIV/AIDS検査やカウンセリングサービスを利用しやすいよう施設の強化、母子感染に関する意識改革やサービス強化など、ジェンダー視点からみたHIV/AIDSの優先事項に対する戦略と実行事項を挙げた実践的な運営計画になっている。現在、本計画の見直しと次の計画策定が行われている。

<3.1.4: 乳・幼児（5歳未満）死亡率^{62,63,64}>

乳児死亡率（出生1000人あたり）は、過去10年間で確実に下がってきており、2004-05年の割合が112だったのに対し、2007-08年には91、2015年には42.4⁶⁵までに減少した。5歳未満の幼児死亡率^{66,67}（出生1000人あたり）に関しても2004-05年には68、2007-08年には51、2012年には48.7⁶⁸と改善がみられ、母子保健の改善や乳幼児に対するマラリア予防、感染症に対する予防接種率が95%にまで達したことが改善の主な理由といえる。その一方で、マラリアは、依然として5歳未満の疾病率の30%以上を占め、他の要因としては、呼吸器疾患、肺炎、下痢症などの疾病が挙げられている。男児の死亡率は、乳児、幼児とも女児の死亡率より高くなっており、2010年には男児乳児で62、男児幼児 97、女児乳児58、女児幼児88であった。

⁵⁹ Ministry of Health and Social Welfare

⁶⁰ Prime Minister's Office, Tanzania Commission for AIDS, URT

⁶¹ TDHS で調査対象の 15-49 歳の男女

⁶² National Bureau of Statistics

⁶³ The United Republic of Tanzania and UNICEF

⁶⁴ Ministry of Health and Social Welfare

⁶⁵ World Bank, World Development Indicators

⁶⁶ National Bureau of Statistics

⁶⁷ Ministry of Health and Social Welfare

⁶⁸ World Bank, World Development Indicators

3.2 水資源分野

<3.2.1: ジェンダーに関する法的・政策的枠組み>

水資源分野においては、2002年に策定された「国家水政策」(National Water Policy : NWP)、2006年に策定された「国家水セクター開発政策2006-2015年」(National Water Sector Development Strategy 2006-2015: NWSDS)が実施された後、2016年からは、後継の政策計画として「年間戦略計画」(The Strategic Plan for the Year: Strategic Plan)が実施されている。NWPは、農村の女性が水汲み労働の重要な役割を担っているにも関わらず、地方給水や衛生の運営において女性の役割が反映されていないことを重要視し、下記の政策⁶⁹を打ち出した：(1) 水利用組合への女性の公平な参加、(2) 男女のニーズを反映した地方給水プログラムの実施、そして(3) 女性がそのようなプログラムに参加できるような能力強化及びエンパワーメントの実施。これらの政策は、その後の村レベルの水資源運営(3.2.3章を参照)において意義深い。NWSDSは、「水分野における男女及び年齢別のデータ不足は、安全な水の欠如がどのように多様なジェンダーグループに影響し、ニーズがあるかを把握できない要因だ」と指摘している。更に参加状況のモニタリングやコミュニティにおいてジェンダー平等の文化を育てる⁷⁰といった、男女平等な参加を可能にするアプローチを表明していることも評価できる。しかし、実施状況については不明である。2016年に実施が始まった戦略計画は、水資源セクターにおけるジェンダー配慮について十分に触れていないが、2019年までに水セクターにおけるジェンダー戦略を実施すると記されているため、包括的なジェンダー政策の策定が予定されていると考えられる。また、省内におけるジェンダー平等を重視し、専門職の男女比を成果指標に掲げている。事実、水省の人事局では、副局長がGFPであり、人事局との聴き取りから他の部署のシニアレベルや専門職レベルに女性が多く採用されていることが確認されている。

<3.2.2: 女性と水汲みの役割>

タンザニアでは、水汲みは女性や子供の役割となっている。事実、タボラにおける社会条件調査の結果⁷¹では、99%の割合で女性が水汲みを担っていることが報告されている。男性も以前よりは手伝う場合もあるようだが、女性の水汲みの役割固定化は依然として根強い。水汲みの所要時間は、都市部と農村部では大きな違いがあり、水道管からの水供給が進んでいる都市部では、水汲みに要する時間が30分以下の人口が74%であるのに対し、農村部では48%と大きな差がある⁷²。更に地域によっては、女性が水汲みに長時間を費やさなくてはならず、例えば水不足が深刻な乾燥地域では、女性が5時間も歩いて水汲みの労働を行っている⁷³。タボラの社会条件調査でも、数時間の水汲みが日常であることがわかっている(詳細は4.2章を参照)。また、雨季と乾季で水源の場所が異なるため、水汲みに要する時間の長さもかなり変わってくることに留意する必要がある。女性は、このように水汲みに長時間を費やすことで男性ほど生計向上の仕事に従事できず、子供は、水汲み労働のため学校に定期的に通えない、授業についていけなくなる、などの負の影響

⁶⁹ National Water Policy

⁷⁰ Ministry of Water and Irrigation

⁷¹ 国際協力機構、株式会社 地球システム科学、日本テクノ株式会社、国際航業株式会社

⁷² National Bureau of Statistics

⁷³ Ministry of Health and Social Welfare

響が出ている。別の調査⁷⁴によると、家が水源から15分以内の女子生徒と1時間以上の女子生徒の学校出席率を比較すると、前者は12%も高く、また男子生徒の出席率は、女子生徒ほど水源から家までの距離の影響を受けていないと報告されており、水汲みが地域によっては女子生徒の中途退学の要素になっているとも考えられる。更に水汲みは重労働であり、バケツや容器に入れて何時間も歩くことは、身体に大きな負担となっている。特に妊娠中の女性にとっての負担は大きく、母体や子供の生死に関わってくる可能性もある。また、水汲みの長い道りにおける女性の安全面に留意することも重要である。女性は、道りでハラスメントや性暴力を受ける危険があり、コミュニティーレベルで安全対策を考えることも必要である。

<3.2.3: 女性の水管理における参加状況>

水資源は生計の営みや利権と深く関わりがあるため、管理・決定権は自然と貧富の差やコミュニティーにおける力関係、ジェンダー関係と関連している⁷⁵。タンザニアにおいて女性は、水汲みで重要な役割を果たす一方で、これまで水の管理や運営、決定への参加、ニーズについて発言する機会が少なかった。2002年のNWP策定以降、コミュニティーレベルで給水システムを運営する（参加、決定、持続的な運営のために費用の徴収を含む）コミュニティー水供給機関（Community Owned Water Supply Organization: COWSO）⁷⁶或いは水利用組合（Water Users Entity: WUE）の設立が定められ、各村ではCOWSOやWUEの組織がはじまった。COWSOのガイドラインには、「半数以上のCOWSO（WUE）のリーダーの職務は女性が務めなければいけない」と女性の半数の参加が義務づけられており、女性が給水管理や決定における参加機会を得たことは、水資源管理において非常に重要である。村レベルの聴き取りでは、「最低でも女性メンバーは3人とし（COWSOのメンバー数は村による）、3リーダーの役職（リーダー、書記、会計）のうち、最低でも会計係は女性を選ぶこととなっている」ということであるが、COWSOのガイドライン（英訳版）には、詳細は記載されていないため、この規定が現地語では記載されているのか、規定が口頭で伝わっているのかは定かではない。

女性と男性の水に関するニーズや関心は異なることが多い。女性は、家事や子育ての役割を担っていることから、飲料や食事、洗濯、自給自足のための農業に必要な水を確保することを優先に考える反面、男性は農業用水の確保が優先と考える傾向にある。更に、女性は前述のように家事に使う水汲みのために長時間かけて長距離を歩くこともしばしばであり、(1)「プロダクティブ」と「リプロダクティブ」の時間をやり繰りしなければならない、(2)身体への負担や安全性を考えなければならない、(3)家族が水因疾患にかかった場合は、女性が世話をしなければならない、など考慮すべき点が多くある。それ故、女性が、COWSOに参加することで給水地点の距離や道のり、或いは水利用料金について発言する場が出来たということは、女性のニーズが反映されやすく、自信醸成に繋がっていくという点で意義深い。しかし、灌漑や農業用水における水資源における利用では、女性の参加がまだ限られているため、農業の分野とも調整をとり、水管理における女性の参加に取り組んでいく必要がある。

⁷⁴ <http://www.un.org/waterforlifedecade/gender.shtml>

⁷⁵ UNDP (a)

⁷⁶ COWSO は、政府から独立した機関（グループ）であり、給水システムの運営を一任されている。利用者からの徴収金で運営の費用を賄うが、初期段階の費用や大規模な修繕は政府が支払う。地方政府は、技術及び運営面で支援することになっている。

3.3 民間セクター分野

<3.3.1: ジェンダーに関する法的・政策的枠組み>

民間セクターには多様な分野の政策が関連しており、主な政策としては、包括的産業戦略 (Integrated Industrial Strategy)、中小企業開発政策 (Small and Medium Enterprise Development Policy : SME Development Policy)、持続的産業開発政策 (Sustainable Industries Development Policy)、国家貿易政策 (National Trade Policy) などがある。これらの政策では、産業・貿易・中小企業開発における課題や課題に対応する戦略、潜在的機会がある分野に関する提案などを詳細に述べている。ジェンダーへの配慮や視点をもつ政策が限られている中、SME Development Policyは「SME開発に関連するすべてのイニシアティブにおいてジェンダー主流化を確実なものとする」と明言し、女性や不利な立場に置かれている人々が商売を営む上で直面する問題を明らかにした上で、これらの人々を対象にしたプログラムをデザインすることを戦略として挙げている⁷⁷。更に小企業開発機構 (Small Industries Development Organization: SIDO) 戦略計画 (Corporate Strategic Plan) 2014/15-2016/17では、女性が労働において貢献しているにも関わらず経済に参加できていない事実を重視し、これまで女性の起業支援やWomen Entrepreneurship Development Program (WEDP) を設立してきたが、更なる支援に向けて2017年までに達成する5つの目標⁷⁸を掲げて取り組む姿勢をみせている。国家ジェンダー開発戦略においても男女に平等な雇用機会の環境作りを掲げ、起業の為の技術や金融へのアクセスや男女別のデータベース作成を含む起業家を支援する意向を示している。

法の枠組みにおいては、財産所有権という点で制定法上では男女は同等に扱われている。1999年に制定された土地法 (Land Act No.4及びVillage Land Act No.5) は、土地の入手、保有、使用、所有における男女平等を認め、更にその後の法改正により、女性の土地保有や、土地を担保とした融資の申請が増えてきた⁷⁹。しかし、国民すべてがこの法律に関して知識があるわけではなく、文化や民族によっては、(特に農村部) 慣習法や男性優位を重視し、女性が土地を保有するのが難しいという傾向は続いている (2.2.2章「土地法」を参照)。

<3.3.2: 女性のMSMEにおける概況>

中小零細企業国家ベースライン調査 (Micro, Small, Medium Enterprise (MSME) National Baseline Survey Report) のデータを元にした報告⁸⁰によると、タンザニア全体で316万以上ある中小零細企業のうち、54.3%は女性が所有している。しかし、下記の表6に整理されたように、零細企業、小企業、中企業毎の数字をみると、女性企業の73.4%は一人で営む零細企業、25.9%は4人以下で営む小企業であり、女性企業の99.3%がこのカテゴリーに当てはまることがわかる。

⁷⁷ Ministry of Industry and Trade (c)

⁷⁸ ここでは、各目標の詳細には触れないが、目標内容には、サプライチェーンや品質管理に関するマニュアルやモジュール作成、同項目における研修や ToT 研修、選抜された製品加工に関する研修モジュール作成など具体的な活動が含まれる。

⁷⁹ The United Republic of Tanzania (a)

⁸⁰ ILO, Women's Entrepreneurship Development in Tanzania, 2014

表6：MSMEのサイズ及び性別による企業家数と配分

企業の規模 (雇用者の人数)	合計		男性		女性		企業の規模 カテゴリー毎 の女性の割合
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	
雇用者1人	2,093,097	66.2%	833,279	57.6%	1,259,817	73.4%	60.2%
雇用者2~4人	981,841	31%	537,546	37.2%	444,295	25.9%	45.3%
雇用者5人以上	87,550	2.8%	75,287	5.2%	12,263	0.7%	14%
中小零細企業 経営者合計	3,162,488	100%	1,446,112	100%	1,716,375	100%	54.3%

出所： ILO, Women's Entrepreneurship Development in Tanzania, 2014 (MIT, 2012a)

更に同調査対象女性起業家のうち、ビジネス登録・許可庁 (Business Registration and Licensing Agency: BRELA) の登録している人は1.2%、その他必要な許可登録や税支払いのためのTIN番号登録を行っている人も一握りしか存在せず (下記表7を参照)、ほとんどの人々がインフォーマルな商売を営んでいることがわかる。

表7：ビジネス登録及び公式な許可を中小零細起業家の割合と女性の割合

	MIT 2012a; N=6134 (MSME全体数)	MIT 2012a (女性起業家の割合 (%))
BRELA登録	3.9%	1.2%
Trade/Daily license	15.3%	5.4%
職業登録	0.3%	0.1%
Local authority license (地方政府からの免許)	3.6%	1%
TIN Number ⁸¹ (TRA)	5.9%	1.5%

出所： ILO, Women's Entrepreneurship Development in Tanzania, 2014 (MIT, 2012a)

ビジネス登録をすれば、商売が正式化されるため、金融やビジネス支援にアクセスすることが可能になり、ネットワークやマーケットも広がり生産を拡大できる。しかし女性に代表される多くの零細企業家は、登録にかかるコストや登録後の税金の支払いができないことが障害となり、登録が出来ないのが現状である。更に小学校レベルの教育を受けたのみの零細企業家も多いため、登録のプロセスを理解するのが困難な人々も少なくない。登録に複数の書類が必要である、登録に時間がかかる、BRELAの支所が地方にないため、地方の零細企業家は首都に行かなければならないなどの問題も登録の阻害要因になっている。近年、BRELAの登録がオンラインに一本化されたことにより、首都や登録の支援をしているタンザニア商工、産業、貿易会議所 (Tanzania Chamber of Commerce, Industry and Trade: TCCIA) へ出向かずに登録出来るようになった。しかし、ITスキルがない人には、オンライン登録自体が壁である上、銀行口座や税金の登録番号 (TINナンバー) を入力しなければならないという新たな課題があり⁸²、女性零細企業家にとっては商売をフォーマル化するためのプロセスがますます難しくなっている一面もある^{83,84}。

⁸¹ 税金の支払いに必要な登録番号。

⁸² SIDO WED プログラムスタッフからの聴き取りによる。

⁸³ ILO

⁸⁴ ILO スタッフからの聴き取りによる。

過去にタンザニアで実施された調査⁸⁵によると、貿易、食品加工、食品販売、裁縫、工芸品作成・販売などの分野で女性経営者が多くみられる。SIDOは、2004年からUNIDOの技術支援を受けて、女性起業家開発プログラム（Women Entrepreneurship Development Program: WEDP）を実施し、都市化に伴い需要が高くなってきた食品加工を支援している。同プログラムは、タンザニア23州を対象に、食品加工を中心とした技術研修、起業研修、食品業界やマーケティングに関する情報の提供、ネットワーキングや貿易フェアなどを行っている。

<3.3.3: 金融へのアクセス>

MSMEに関する二種類の別々の調査^{86,87}は、金融へのアクセスをビジネスにおける一番大きな課題として挙げている。3.3.1章で前述のように、土地法上は女性への差別が禁じられたが、農村部においては、文化や慣習法により女性の土地所有が依然として困難な現状である。故に担保となる土地を所有していなければ女性が融資を受けるのは厳しい。

そのような中、近年女性がアクセスしやすい銀行や融資プログラムも出てきている。例えば、2007年に設立されたタンザニア女性銀行（Tanzania Women's Bank: TWB）は女性の経済及び社会支援を目的としており、低所得の人々、中小零細企業を対象に、ローンを含む質の高いサービスを提供している⁸⁸。80%のクライアントは女性であり、2009年から2013年の間に1万9000人の女性がローンを利用したと報告されている^{89,90}。またBRACやFINCAのようなマイクロファイナンス機関（MFIs）も女性企業家に焦点を置いており、女性顧客はそれぞれ80%と60%となっているものの、展開は都市に限られ、利率が高い、担保の条件が厳しいなどの理由から利用者は限られている。農村部でもサービス利用がしやすいのは、教員や農家をといったグループのメンバー制を単位としている貯蓄・預金協同組合（Saving and Credit Cooperatives :SACCOS）や村・コミュニティー銀行（Village Community Bank :VICOBA）であり、両機関ともほとんどのメンバーは女性である。VICOBAは、同じ通りの住民や村で構成された25-30名のグループを対象に、預金と社会基金のプログラムを展開するコミュニティーレベルの金融団体⁹¹で、特に農村部において活動が盛んである。ローンや会員の規則などは各々のVICOBAが決めている。男女に門戸が開かれているものの、90%の利用者は女性である^{92,93,94}。また、SIDOは、国家企業開発基金（National Entrepreneurship Development Fund）、地域リボルビングファンド（The Regional Revolving Fund）、預金保証スキーム（Credit Guarantee Scheme）の3種類の融資サービスを行っており、対象は女性には限られていないが、女性利用者が多い。他方でどのプログラムも正式なビジネス登録が必要であり、また利率も18-22%である上、SIDO WEDPの能力向上研修受講者を対象としていることから、インフォーマルなビジネスの経営者にはアクセスは容易ではないのが実情である。最近、JICAは、日本政府

⁸⁵ ILO

⁸⁶ Ibid

⁸⁷ Financial Sector Deepening Trust (FSDT)

⁸⁸ United Nations (b)

⁸⁹ ILO

⁹⁰ United Nations (b)

⁹¹ 2012年以來政府に実績が認められており、今では国内で3000機関あると報告されている。

⁹² ILO

⁹³ The United Republic of Tanzania (a)

⁹⁴ WEDP スタッフからの聴き取りによる。

の見返り資金を利用し、既存のSIDOの金融商品以上の金額が必要な企業家に対して貸与するCredit Guarantee Schemeの支援を始めたところあるが、まだ貸与にまで至っていない⁹⁵。

<3.3.4: 女性のビジネスネットワーク>

近年は、タンザニア女性商工会議所（The Tanzania Women’s Chamber of Commerce: TWCC）、女性起業家協会連合（The Federation of Women’s Association of Entrepreneurs: FAWETA）、タンザニア食品加工者協会（Tanzania Food Processors Association: TAFOPA）、タンザニア女性鉱員協会（The Tanzania Women Miners Association: TAWOMA）など30もの様々な女性のビジネスネットワークが設立され、女性が合同でアドボカシー活動や展示会の実施やビジネスの情報の交換を行っている。中でもTWCCは130社、4000人のメンバーを抱え、前述の活動の他、産業貿易省やSIDO-WEDPとも連携しながら、地方でBRELA登録や越境貿易を営む女性へのサポート⁹⁶を行い、女性起業家がより公平な環境でビジネスを営み、脆弱な状況から脱却できるような支援している。このように多くの女性ネットワークが存在するものの、中小零細企業を営む女性がみな参加できる訳ではなく、またネットワーク団体も活動の資金不足の問題を抱えているようである⁹⁷。

⁹⁵ WED プログラムスタッフ及び産業クラスター開発アドバイザーからの聴き取りによる。

⁹⁶ 脚注 104 を参照。

⁹⁷ TWCC スタッフからの聴き取りによる。

4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

2015年4月現在の対タンザニア国事業展開計画は、「持続可能な経済成長と貧困削減に向けた経済・社会開発の促進」の基本方針（大目標）の下、(1) 貧困削減に向けた経済成長、(2) 経済成長と貧困削減を支えるインフラ開発、(3) 国民すべてに対する行政サービスの改善の3分野を重点分野としている。本調査では、下記の通り、すべての重点分野における計3プロジェクトを対象にジェンダー主流化状況及び主流化に向けた教訓のレビューが実施された。

表8：対タンザニア国事業展開計画 重点分野、プログラム、及び対象案件

重点分野 (中目標)	開発目標 (小目標)	プログラム	対象案件
重点分野1： 貧困削減に向けた経済成長	開発目標1-2 産業開発	中小零細企業支援 プログラム	産業クラスター開発 (アドバイザー)
重点分野2： 経済成長と貧困削減を支える インフラ開発	開発目標2-3 給水・水資源管理	村落給水強化プロ グラム	タボラ州水供給計画
重点分野3： 国民すべてに対する行政サー ビスの改善	開発目標 行財政管理能力強化	保健行政システム 強化プログラム	地域中核病院マネジメ ント強化プロジェクト

4.1 産業クラスター開発

本セクションでは、産業クラスターアドバイザーの派遣のみでなく、分野全体に関連するJICAの取り組みにおけるジェンダー主流化の状況を分析及び提言をする。また、産業クラスター開発への支援は、複数の専門家派遣やカイゼンプロジェクトなど数件の案件が絡んでいるため、プロジェクトではなく産業クラスター開発分野全体の取り組みとして捉える。

<4.1.1: 産業クラスター開発の背景とジェンダー主流化の状況>

[産業クラスター開発の背景]

タンザニア政府は、長期開発戦略「Vision 2025」において、2025年までに農業経済から工業経済へ移行することを目指しており、目標の実現に向け、開発計画や戦略を策定してきた。民間主導の工業化の取り組みにおけるロードマップである「総合産業開発戦略及びマスタープラン」(Integrated Industrial Development Strategy and Master Plan: IIDS&MP)では、産業クラスター形成における産業振興を推進している。かかる政府努力に貢献するため、JICAは産業貿易省に産業開発アドバイザー(2008年から派遣されており、現在のアドバイザーは2017年まで派遣の予定)を、同省の傘下にある中小企業振興公社(Small Industrial Development Organization: SIDO)に産業クラスター開発アドバイザー(2015年から2017まで派遣予定)を派遣し、工業団地整備や資金計画に関する助言、産業クラスター開発戦略及び計画の策定や組織作り、パイロットであるドドマ市の「ヒマワリ油クラスター開発」の計画策定や実施に向けた準備を支援している。また、平行して実施されている「品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト」(以下、カイゼンプロジェクト)と連携し、クラスター開発における品質や生産性向上、能力強化の支援も視野に入れている。産業クラスター開発及び「カイゼンプロジェクト」では、特にジェンダー視点はTORや案件計画には記されて

おらず、これまでは、案件においてジェンダー視点で実施されたことはあまりなかったようである⁹⁸。

他のドナーや援助機関では、SIDAがクラスター開発政策の支援に積極的である（詳細は、明確ではない）。また、UNIDOが食品加工で女性の参画を支援しているほか、DfID及びDANIDAが食品加工、園芸農業や観光業におけるクラスター競争力向上のプログラムに取り組んでいる。

[ジェンダー主流化の状況]

ドドマ市におけるヒマワリ油クラスター開発パイロットプロジェクト（以下、ヒマワリ油プロジェクト）では、クラスター構築に向けた需要調査の実施、レイアウトやオペレーション、運営における出資やコストリカバリーを含むビジネス計画の提案などが行われてきたものの、土地利用権や開発の出資など様々な課題があるため、現在同計画は一時中断している⁹⁹。ビジネス計画立案に先駆けて実施した需要調査では、機械や施設、敷地というオペレーションに関する質問から商品やマーケティング、雇用、ファイナンスに関する質問まで幅広くカバーしているのだが、ジェンダー配慮や男女別のデータはないようである。事実、JICAがこれまで民間セクターの開発支援において、案件形成段階からジェンダー視点をもって取り組んだ例はあまりなく、同分野における女性を取りまく現状調査が実施されていないことは課題として挙げられる¹⁰⁰。本プロジェクトにおいてジェンダー配慮を取り入れる一歩としては、例えば既存の質問事項であるマネージャーの数やスタッフの正規・非正規雇用、出資やローンを受ける件数等の情報を男女別に収集することが挙げられる。データを分けることにより、男女別の雇用パターンや金融へのアクセスを分析することができる。また、ジェンダー視点をもった労働環境のニーズに関する質問を加えることで、女性を取り巻く状況やニーズを把握することができると考えられる。更に(a) 女性がどの過程でどの程度ヒマワリ油産業に従事しているのか、(b) 貢献出来る需要や供給はあるのか、(c) 女性も働きやすい環境は整備されているか、(d) 課題やニーズは何か、などを分析する必要がある。同プロジェクト構想が再開する際に再度、ジェンダー視点をもった補足需要調査が行われ、現在のデザインにどの程度ジェンダーニーズが反映されているか（いないか）の見直し及び修正が実施されることが期待される。もし、ヒマワリ油プロジェクトの設計変更が不可能な場合は、同プロジェクトの教訓を他のクラスター開発の案件形成において活かすことが有効であると考えられる。

SIDOの産業クラスター開発戦略及び計画（以下、「SIDOクラスター戦略」）は、2015年11月現在、産業クラスターアドバイザー主導の下に重点課題やアプローチが考案されはじめた段階であり、まだ具体化はしていない。SIDOクラスター戦略においてジェンダー主流化を図っていくことは、非常に重要であり、構想の初期段階で関連ステークホルダーを巻き込み、男女のクラスター開発におけるニーズや課題、潜在性などを明確化かつ考慮しながら戦略を

⁹⁸ 「KAIZEN」プロジェクトチーム及び産業クラスター開発アドバイザーとの聴き取りによる。

⁹⁹ 産業クラスター開発アドバイザー 内部メモ。

¹⁰⁰ 国際開発機構 (e)

練っていく必要がある。まず、第一に政府が「Vision 2025」¹⁰¹やSME開発政策¹⁰²において、SMEにおけるジェンダー主流化にコミットしていることを踏まえ、戦略や計画で具体的な手法や活動を打ち出していく必要がある。第二に女性MSME起業家が品質基準にあった良質の製品を量産できるよう、共同で利用可能な敷地や施設、機械などへのアクセスを整備することが必須である。女性起業家の99.3%は従業員が1-4人のマイクロ企業であり、適切且つ支払い可能な施設やサービス、トレーニングへのアクセスの欠如がビジネスの大きな障壁¹⁰³となっている。更に女性にとって難題である金融へのアクセス（3.3章を参照）を改善していく必要がある。産業クラスターアドバイザーによると、今後、女性のための越境貿易プラットフォーム（Women's Platform for Cross Border Trade: WPCBT）¹⁰⁴やタンザニア女性銀行（TWB）、SIDO WEPDなどの関連ステークホルダーとも協議していく意向である。WEDPは、これまで女性起業家への支援を行っており、女性起業家の置かれた状況やニーズをよく把握していることから、同プログラムチームのインプットは戦略策定において非常に重要であるといえる。

[カイゼンプロジェクトにおけるジェンダー主流化の状況]

カイゼンプロジェクトでは、製造業企業の品質・生産性の改善のための枠組み・方法論の策定、政府関係機関の人材育成や、カイゼンの認知度を向上させる支援を行っている。カウンターパートは産業貿易省であるが、SIDOの職員もカイゼントレーナーとして人材育成プログラムに参加している。また対象の企業の多くは中小企業であり、今後SIDOにおいてカイゼン実施の仕組みが構築され、カイゼン手法が導入されると共に、産業クラスターにおいても同手法による品質・生産性向上が実施されることが見込まれている。カイゼンプロジェクトでは、これまでに特にジェンダーに配慮した活動は導入していないが、マスタートレーナー育成において女性の採用に考慮してきた結果、13人中4人が女性である。カイゼン研修においても、ジェンダー講義やジェンダーニーズに応じた労働環境作りに関するセッションはなかったが、JICA専門家が「女性更衣室やトイレを設置することが労働環境改善に繋がる」といった助言を行ったり、女性のマスタートレーナーが企業に対する研修で同様の提言を行ったりした経緯はある¹⁰⁵。このようなケースは、トレーナーにジェンダー配慮に関する情報を伝授することの有効性を示唆しているとともに、トレーナーに女性を起用する利点を示す例であるとも考えられる。

¹⁰¹ 社会経済、政治及び文化のすべての分野におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを掲げている。

¹⁰² 「SME 開発に関連するすべてのイニシアティブにおいてジェンダー主流化を確実なものとする」とコミットしている。

¹⁰³ ILO

¹⁰⁴ UN Women の支援で SIDO の Women Entrepreneurship Development Program (WEDP) が立ち上げた越境貿易を営む女性達のためのプラットフォーム。これらの女性達は、貿易の規則やマイクロビジネスの登録などについて知識がなく、また国境でハラスメントにあうことはしばしばである。そこで同プラットフォームを立ち上げ、警察、入国管理、税関などの政府ステークホルダーとの対話の場を設け、女性にニーズや課題について話し合ったり、女性の越境貿易に関する知識向上を図っている。

¹⁰⁵ カイゼンプロジェクトチームとの聴き取りによる。

<4.1.2: ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題>

4.1.1章で述べたとおり、産業クラスター開発においてジェンダー主流化を進める上で重要な点の一つは、SIDOの産業クラスター開発戦略及び計画においてジェンダー視点をもつことと、その具体的な手法や活動を戦略と計画において明記することだと考えられる。現在同戦略の策定がまだ初期段階であるということは、クラスター開発のジェンダー主流化を図る非常に大きなチャンスである。戦略においては、ジェンダー視点をもってビジネス環境の整備やデータの分析がされることが重要である。また、どのように改善していくか、どのような能力強化が必要なのか、どのような分野にどのようなニーズがあるか、などについてもジェンダー視点を持って具体的に提示することが効果的である。例えば、鉄鋼業のみに焦点が置かれると女性は参画しにくいかもしれないが、女性がすでに活躍している食品加工や手芸品にも目を向けると女性も参加しやすいと思われる。また、女性のニーズに応じた研修を別途実施することが有効であれば、そのような対応も考えられる。それゆえ、今後の戦略策定において、ジェンダー視点をもったインプットを提案できるステークホルダーを早い段階で巻き込んでいくことは、計画の方向性を定める上で非常に重要といえる。そのためには、前述のステークホルダーであるWPCBT、TWB、WEDPに加え、女性の起業家や民間セクターにおける活躍を支援するUNIDOやILO、UN Women等の機関、積極的なGFPのいる産業貿易省のSME局、ジェンダー政策の所管であるMCDGCなどからも知見を得ることができる。また、クラスター開発の潜在的分野の見極めや計画策定のための調査を行うにあたって、更に雇用や労働環境、技術や資材・設備、出資や金融などジェンダー視点から分析していくことも必須である。

カイゼンプロジェクトは、第一フェーズが2016年3月に終了し、その後すぐに第二フェーズが始まる予定である。第二フェーズでは、ジェンダー視点の取り入れの効果に考慮し、(マスター) トレーナーに対する補足ジェンダー研修や今後の研修におけるジェンダー講義の取り入れ、企業の幹部に対するジェンダー配慮への啓発などを行っていくことが有効だと思われる。また、研修対象企業に対するベースライン調査においても、男女別のデータ収集やジェンダーに配慮した質問を含め、企業の性質やトレンド、女性の役割や活躍に関する情報整備を行うことで更にカイゼン事業の活動にジェンダー視点を用いることが考えられる。

4.2 タボラ州水供給計画プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2014年3月～2016年4月予定)

<4.2.1: プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況>

タンザニア中西部に位置するタボラ州では、給水率が49.1%（2009年）とタンザニア全土で4番目に低く、また平均年間降水量は960mm（2002年）と少ない。主な水源としている地下水の開発が地学上困難こと、そして古くなった既存の給水施設の機能が低下したことから給水率が低いため、地域の人々が汚染された水を利用せざるを得ないことが水因性疾病の罹患率を上げる原因となっている。タンザニア政府の「水セクター開発プログラム」では、2025年までに地方の給水率を90%まで上げるという目標を掲げており、タボラ州においてもその目標を達成すべく、政府がJICAに支援の要請をした¹⁰⁶。他のドナーでは、アフリカ開発銀行及び世界銀行を中心としたバスケットファンドによる「水セクター開発プログラム」実施の一環でタボラ州でも74対象村落で給水施設整備が行われている。また、UNDPが5村で活動を行っている他、Water AidやWorld Visionが州内でハンドポンプを主とした小規模な給水施設への支援を行っている。

同プロジェクトは、レベル2（ハンドポンプ付き深井戸）、レベル1（管路給水施設）の工事と機材調達に加え、コミュニティレベルの水管理に関するソフトコンポーネントで構成される。プロジェクト実施をもって、給水人口の増加・給水率の改善をすることを目標としており、目標達成により女性の水汲み・運搬の負担が軽減され、女兒児童の就学向上に寄与することをインパクトとして期待している。実施報告書などでは、あまりジェンダー視点について十分に触れられていないのだが、本調査を通して何点か実施におけるジェンダー配慮が確認された。プロジェクト開始後間もなく実施された社会条件調査では、地理的情報、人口動態、経済活動や収入、保健や疾患に関する情報、コミュニティ組織、そして水に関する情報を村ごとに細かく調査している。中でも、識字や携帯電話所持率などは男女に分け、水汲みが誰の仕事か、誰か決定権を持つかなどの質問を設定しており、男性と女性の優位性や役割が確認できる。調査によると水汲みは、99%の割合で女性が行っている（聴き取りした村では男女共に行うということだったが、割合ははるかに女性が高いと思われる）。また、水汲みにかかる時間も乾季と雨季に分け、村ごとに聴き取りを行ったため、女性がどの時期にどのくらい水汲みに時間を費やしているのかが明確であった。村によってかかる時間は異なるのだが、乾季にたった5分しかかからない村から最高720分（12時間ということになるが、この数字は多少誇張されていると考えられる）かかるという村まであり、雨季と乾季ではかかる時間が極端に異なることが多い。更に、雨季には下痢による疾患が多発していることから、雨季には近場にある汚水を利用することが疾患に繋がっていることがわかる。

同プロジェクトのソフトコンポーネントでは、村において給水施設や井戸の建設を始める前に、各村でCOWSO（3.2章を参照）を組織するよう啓発・調整し、プロジェクト終了後も組織が給水所や井戸を管理し続けられる基盤作りの支援をしている。プロジェクトチームは、組織形成にあたりCOWSOの規則をしっかりと説明したため、対象地ではCOWSOが組織されている。また、女性が会計係になることが大半であり、この背景には、コミュニティメンバー間に女性は男性よ

¹⁰⁶ 国際協力機構 (d)

り資金管理に優れているという観念があること、女性が長時間・長距離の水汲みを回避したいため、会計の職に就いて水代の回収をしたいという動機付けがある¹⁰⁷。COWSOのリーダー達は、リーダーシップスキル、マネジメント、会計などの研修を受け、その後、村人とCOWSOのルール作りや会員費・水代の徴収金額¹⁰⁸の決定、それらの徴収、給水所管理などの役割を担っている。2002年のNWP策定に伴い、村人達は給水所の水に対して水料金を支払うことになったのだが（それまでは無料であった）、政府やプロジェクトが意識改革を目指して啓発活動を行っても一部の男性は支払いに反対だったという。しかし、女性は、「水代を支払うことで水汲み時間を軽減して生計向上活動に充てることができ、更に家族も健康を保つことができる」というメリットを重視し、男性達を説き伏せ、支払い額の合意に至ったケースもある¹⁰⁹。これは、女性が水管理に関する意思決定に参加している非常に良い例だといえる。また、COWSOメンバー構成は、村により異なるが、聴き取りを行った2村に関しては、女性が50%と40%と高い参加率であり、女性の水に関する関心が伺われた。

井戸や給水施設の建設は進行中であるため、まだプロジェクトの効果は不明である。フォーカス・グループディスカッションでは、給水施設の利点として、身体への負担軽減、健康維持、これまで水因疾患により必要だった経費の軽減、今まで水汲みに使っていた時間の生計活動への活用、夜間の婦女子の水汲み時に起こるハラスメントや性暴力防止、女兒の教育機会向上など様々な意見が出された。

<4.2.2: ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題>

同プロジェクトでは、社会条件調査において非常に有効な社会経済情報を収集している。もし、追加質問とその後の分析が実施されるならば、更にジェンダー視点から水に関わる状況を把握することができるはずである。例えば、質問の回答によると、雨季に下痢や腸チフスが多く起こっていることがわかるのだが、もし各々の時期の家計状況も調査したならば、雨季の汚染利用で起こる水因疾患に伴う支出レベルがわかったであろう。また、女性は病人の世話をする役を担っていることから、女性の役割や時間の使い方も異なってくる。更に給水所の建設により女性の水汲み時間が軽減された場合、余暇の使い方に関する質問をすることで、生計活動時間の増加を把握することが出来る。

今後、類似のプロジェクト案件形成する場合には、下記の教訓が有効である。

- (1) 社会経済状況（特に女性）を調査する際には、当初の質問に前述のような有効な質問も加え分析をする。
- (2) COWSOの研修でジェンダー労働役割、生活時間帯、家計管理などを入れ、女性の水汲みへの負担や医療費への出費（特に雨季）に関する再認識をしてもらう。
- (3) 男性が水汲みの負担を女性と分かちあうことが家庭にとってポジティブに働くことを男女に理解してもらう。男性の助けにより、女性は水汲みに費やしていた時間を生計向

¹⁰⁷ プロジェクトチームからの聴き取りによる。

¹⁰⁸ 月極の水代は最低でも 500 タンザニアシリングとなっている。

¹⁰⁹ タボラ州水供給プロジェクトチームからの聴き取りによる。

上活動に使えるため家計が増え、それゆえ水代に貢献できる。そして安全な水の利用で家族は健康になり、医療費を節約できる。

- (4) 乾季と雨季で収入の有無に差があることに注目し（タボラでは、ほとんどの村で収入がある月は3～8月までのうちの4、5ヶ月であった）、季節により徴収額を変える。
- (5) **COWSO**形成と啓発のマニュアル作成において、女性の最低人数や女性がリーダーの一人として選出されるべきことを盛り込む。

4.3 地域中核病院マネジメント強化プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2015年5月～2020年5月予定)

<4.3.1: プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況>

州レファラル病院 (Regional Referral Hospital: RRH) では、脆弱な病院マネジメント能力、医療資機材や医療品の不足、非効率的な保健資源の活用、人材不足等課題が多く、適切なサービスが提供されていなかった。更にRRHの病院経営層、保健省や州保健局によるモニタリング、病院運営審議会 (Hospital Advisory Board: HAB) によるガバナンスなどにも課題が多いのが実態であった。このような事態を受けて、同国政府は、第三次保健セクター戦略計画 (2009-2015) でレファラルシステムの強化を戦略の一つと位置付けた。これまで、JICAは「州保健行政システムプロジェクトフェーズ1及び2」や「保健人材開発プロジェクト」などのプロジェクトを通して州レベルの保健行政能力強化や病院マネジメントの改善を支援してきた。タンザニア政府は、これらの取り組みにおける成果を元に日本に技術提供を要請し、地域中核病院マネジメント強化 (以下、RRHマネジメント強化) プロジェクト実施に至った¹¹⁰。要請分野は、RRH病院経営層のマネジメント能力、戦略的な病院運営計画の策定能力、5S-KAIZEN-TQM¹¹¹活動を通じた病院内における自発的問題解決・改善メカニズム、病院のガバナンス機能の強化であった。

他ドナーの取り組みでは、過去にDANIDAがRRHや県病院のマネジメント強化に取り組んだがすでに撤退している。また、GIZが4州で病院マネジメントやサービスの質改善に取り組んでいる他、世界銀行が州病院マネジメントチームの強化に対する財政支援を行っている

RRHマネジメント強化プロジェクトの事業実施事前評価や計画策定結果によると、同プロジェクトは能力や機能、システムに焦点を置いている。ジェンダー視点の取り組みは表には出ていないものの、保健省や病院側のカウンターパートの多く (病院長や看護師長を含む) が女性であることから、取り組みが彼らの能力強化や女性の保健医療における参画や母子保健のレファラルサービス強化に繋がることが期待されている。プロジェクト関係者に行った聴き取りでも、同様の見解が示されたと共に業務においては、生命を第一とし、参画において男女の差別はないということが強調された。更に5S-KAIZEN-TQMのトレーナー及びファシリテーター (ダル・エス・サラームの国立病院勤務で二人とも女性) への聴き取りにおいても、男女平等に研修参加の機会が与えられており、目的の業務改善や問題解決に焦点を当ててきたため、特に「ジェンダー視点」という観点をもつ必要はなかったという見解であった。また、同プロジェクトは2015年5月に開始したばかりであるため、研修において参加者から取り組みにおける具体的なジェンダーニーズは出ていないようである。しかし、今後、ジェンダー視点をもって研修に取り組むことにより、新たなジェンダーニーズを把握することが出来る可能性はある。

過去においては、「保健人材開発強化プロジェクト」で行った5S-KAIZEN-TQM活動で仕切りを利用して狭い病院のスペースを効率的に使い、更衣室のスペースを作るというような工夫をした

¹¹⁰ 国際協力機構 (h)

¹¹¹ 保健医療施設において5S活動-整理、整頓、清掃、清潔、躰-を定着化させ、業務環境を改善することで、生産性の向上、サービスの質の向上、コスト管理、サービスの効率的提供、医療安全、要員の士気の向上、組織としてのモラルの確立等という、事業体として必要とされる基本的な経営ビジョンを根付かせることを目的としている。

経緯があった。この効率性に基づいた考え方は、女性がプライバシーのある中で着替えを出来るというジェンダー考慮に繋がっている。

<4.3.2: ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題>

同プロジェクトでは、6つの成果の一つに「RRH マネジメントチーム（以下、RRHMT）のマネジメント能力強化」が挙げられている。その中に人材管理があるのだが、どの病院でどのようなポジションがどのくらい必要であり、どの程度適材適所が満たされているかということにフォーカスが置かれている。もし、これまであまり労務管理が注視されていなかったのであれば、このテーマをカイゼン活動に取り入れることも一案である。その中には、産休や育休の適宜取得、ワークハラスメントやセクシャルハラスメントケースに関するポリシーの策定及び実施、ハラスメントが起こった時の報告システムの構築、ワークライフバランスなどが挙げられる。

面談をした国立病院では、スタッフは産休（女性84日、男性7日）を適宜取得しており、ハラスメントに関するポリシーやシステムはあるが、今までに報告されたということは皆無に近いというポジティブな状況がわかったが、地域や病院によって状況が異なることに考慮することも大切である。

労働環境の改善は、スタッフ（男女に関わらず）のモチベーションの向上や効率性に繋がる。プロジェクト専門家によると、現在の大きな課題は、性別に関わらずスタッフ間や上司とのコミュニケーションを病院内で向上させることである。隠し事をせず、もっと開放的なコミュニケーションをとることが医療事故の防止に繋がることから、そのような環境作りがRRHマネジメント強化プロジェクトにおいて重要視されている¹¹²。「コミュニケーション」を考える際には、スタッフのレベルや職種、ジェンダーを考慮したステークホルダー分析をすることも一案である。コミュニケーションギャップにおける新たな側面とその改善策を明確化することは、更に業務の向上に繋がると考えられる。

今回の限られた日程での面談や文献調査では、患者側のニーズは掴めなかった。もし、患者に対するニーズ調査でジェンダー視点を用いるなら、「治療におけるプライバシー」「薬の処方や治療における妊婦への考慮」「看護師或いは医者への接し方」などの項目を男女別に分析することにより、満足度やジェンダーによるニーズの違いが明らかになり、今後の病院運営における質向上に貢献していくと考えられる。

¹¹² 地域中核病院マネジメント強化プロジェクトプロジェクト専門家への聴き取りによる。

4.4 「コメ振興支援計画プロジェクト」(通称「タンライス2」)におけるジェンダー主流化の事例

本調査では、農業は主要セクター及び対象プロジェクトとなっていないため、調査結果としては記載していない。しかし、ここでは、タンザニアで実施されているプロジェクトにおけるジェンダー主流化のグッドプラクティスとして、「タンライス2」の事例を紹介する。

灌漑農業技術者普及支援体制強化計画(通称「タンライス」)及びその第2フェーズ「コメ振興支援計画プロジェクト」(通称「タンライス2」)を通じて、ジェンダー主流化が促進され、稲作振興におけるジェンダー主流化モデルが構築されたと言える。更に、「タンライス」及び「タンライス2」は、アフリカにおける米生産拡大に向けた自助努力を支援するドナー協議グループ「アフリカ稲作振興のための共同体」(Coalition for African Rice Development: CARD)¹¹³の枠組みにおいてジェンダー主流化の「フラッグシップ」として注目されてきた。しかし、タンザニアやその他の数か国を除くと、JICAが実施してきたサブサハラ・アフリカ地域の稲作案件においてジェンダー視点に立った取組みはまだ緒に就いたばかりである。今後、CARD総会やセミナーなどにおいて、稲作振興におけるジェンダー取組強化に向けた協議や検討をおこない、タンザニアなどの優良事例をCARD参加国すべてに情報共有し、各地域社会の固有の状況を考慮しつつもジェンダー主流化への取組を広く普及し推進していくことが必要である。

タンザニアにおける稲作支援は、キリマンジャロ州で1970年代に実施された調査をもとに、1987年に近代的な大規模灌漑施設と圃場整備が竣工して以来、途切れることなく、コメの生産性向上に向けて農業技術の普及、研修を通じたキャパシティービルディングが実施されてきた。2007年から2012年まで実施された「タンライス」では、技術支援をおこなう農業研修所を全国5カ所に拡大し、灌漑地区および天水陸稲振興のための支援を展開した。2012年に開始されたタンライス2では、6年間で全国7カ所の農業研修所を通じた灌漑地区および天水陸稲・天水低湿地での稲作振興のための6年間の支援を展開している。

稲作振興において、JICAがジェンダー視点に立った取組みを行うようになったのは、1994年に開始した「キリマンジャロ農業技術者訓練センター(通称KATC)計画」からである。まず、女性が研修に参加できる機会を設け、女性も研修で習得した技術を生かしてコメの生産性を向上させることから始まった。「KATC計画フェーズII」では、プロジェクト開始当初からジェンダー短期専門家が派遣され、ジェンダー視点に立った取組みが重視された¹¹⁴。プロジェクト・デザイン・マトリックス(Project Design Matrix: PDM)の「成果」や「指標」にはジェンダー視点を取り込まれ、男女同数の研修参加、スタッフや農民に向けたジェンダー研修やマニュアル作成を通して、ジェンダー主流化が進められた¹¹⁵。その後実施された「タンライス」では、農業研修所の教官の能力強化やジェンダー・タスクグループ(GTG)設立、カリキュラム・教材の定着化など、長年のジェンダー主流化の活動の積み重ねを農業研修所の活動において制度化(Institutionalize)

¹¹³ 国際協力機構、「アフリカ稲作振興のための共同体」、2008年。CARD イニシアティブは、2008年5月に第4回アフリカ開発会議(TICAD)において、JICAと国際NGO「アフリカ緑の革命のための同盟: AGRA」によって立ち上げられた。同イニシアティブは、アフリカにおける米生産を10年間で倍増することを目的としていて、多様なドナーとグループを形成し、協力の促進及び援助の調和を図ることによるアフリカ稲作振興を目指している。

¹¹⁴ タンライス2 JICA 専門家及び国際協力専門員(ジェンダーと開発)からの聴き取り。

¹¹⁵ 国際協力機構、「アフリカ CARD イニシアティブ-タンザニア稲作振興におけるジェンダー分析調査報告書」、2010年。

するに至った。ジェンダー啓発研修と農業技術研修を受けながら稲作に取り組むことで、受益者の間では、男女の役割や態度に変化が見られ、更に収穫量も増加するようになった。このような過程を経て、「タンライス」の取り組みは、稲作支援におけるジェンダー主流化のモデルを構築し、現在の「タンライス2」は、80の灌漑地区を対象に研修カリキュラムや研修パッケージを実施する予定である。「タンライス2」は、(1)灌漑稲作技術の普及、(2)天水低湿地稲作技術の普及、(3)コメ産業バリューチェーンにかかる課題別研修強化をプロジェクトの3本柱とし、このなかでジェンダー視点に立った取り組みは優先分野のひとつとして挙げられている。「タンライス2」で実施されているジェンダー主流化のモデルは下記のようにまとめられる。

- ・ 研修や普及に関連する事業へ参加者は、男女比率を50:50とし、研修に参加することで男性農民と同様に女性農民の生産性向上や自信醸成も目指す。
- ・ 対象7カ所の農業研修所には、ジェンダー担当教官2名がおり、これらの教官から構成されるジェンダー・タスク・グループ (GTG) が設立されている¹¹⁶。タスクメンバーは、5カ年ジェンダー活動計画と年度ごとの活動計画を策定し、年次会合を7カ所の農業研修所で順番に開催している。年次会合では、ジェンダーToT (研修指導者のための研修) が実施され、毎回新たな課題 (ジェンダー視点に立ったバリューチェーン分析手法、データ分析手法、ジェンダー視点に立ったPCM手法など) の研修も実施されている。タスクメンバーによる、農民男女に対するジェンダーの研修も各農業研修所やコメ生産地で実施され、タスクグループは各地の農業普及員とともにモニタリングを行なっている。
- ・ 農民に対するジェンダーに係る活動は、ジェンダー視点に立ったベースライン調査、一般研修におけるジェンダー研修、ジェンダー課題別研修 (ニーズ調査、ジェンダーの啓発、家計管理研修、HIV/AIDS、衛生・栄養の5セッション)、及びジェンダー視点に立ったモニタリング調査である。これらの活動は、定期的に行われるため、農民男女は研修内容と農業や日常生活を結びつけながら案件実施中に徐々に理解していくことができる。
- ・ 「タンライス2」では、ジェンダー・カリキュラム及びプラスチック・ポスター教材、ジェンダー主流化のためのガイドラインなどを開発・改訂してきており、現在、ジェンダー・タスク・グループメンバーが国際協力専門員 (ジェンダーと開発) やジェンダー短期専門家の支援を受けながら、ガイドラインの最終化に向けて作業をしており、2016年度内に刊行予定となっている。
- ・ バリューチェーンにおけるジェンダー調査及び分析結果を元に明らかになった課題について、特にマーケティング、灌漑組織運営強化、天水陸稲・天水低湿地稲作、技術普及などについて、技術指導及び能力研修の実施を計画している。
- ・ 上記の取り組みでは、JICA国際協力専門員 (ジェンダーと開発) およびジェンダー短期

¹¹⁶ 2016年1月現在、ジェンダー・タスクグループのメンバーは14名で、リーダーはウキリグル農業研修所の教官 (男性) が任命されている。副リーダーは、イグルシ農業研修所の教官 (女性) である。

専門家（コンサルタント）を毎年派遣し、技術指導や能力向上の指導を行っている。

これまでの具体的成果¹¹⁷

- ・ 女性が主に携わっている除草作業に改良技術を導入したことで、女性農民の重労働が軽減され、男性も除草機を使用して、除草作業をするようになった。
- ・ 農業技術やジェンダーの研修を受けた中核農民（Key Farmer）の女性が、積極的に農民間の技術・知識やジェンダー課題の普及をするようになった。
- ・ ジェンダー啓発及び家計管理研修の成果として、家計支出の透明性の向上、教育費や医療費の支出増加、夫婦間の対話改善、家庭内暴力の減少、男性の家事分担など、生活面や夫婦間の関係が向上した。
- ・ 女性農民を含む技術普及とモチベーションの増加の結果として、米の収穫量増加に寄与した。

教訓¹¹⁸

- ・ 女性農民が男性と同等にプロジェクトや研修に参加することは、米の生産性向上だけでなく、夫婦や家族、地域社会の意思決定の公平性、ジェンダー平等の推進、女性の社会参加やリーダーシップの向上に貢献する。
- ・ ジェンダー研修には、女性だけでなく、男性も参加することで、男女共にジェンダー課題や役割を理解できるようになる。女性だけでなく、男性もジェンダー視点に立った行動をおこすことがジェンダー平等とエンパワーメントの推進には重要である

¹¹⁷ 国際協力機構、「アフリカ CARD イニシアティブ-タンザニア稲作振興におけるジェンダー分析調査報告書」、2010年。

¹¹⁸ Ibid

5. 国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業

支援分野	実施機関名	概要
ジェンダー全般		
教育におけるジェンダー平等 The Tanzania Gender in Education Initiative (TGEI) への支援	UNICEF	TGEIへの支援；子供達の関心事（児童婚や若年妊娠、思春期の男女の間のHIV/AIDS感染）における教師や子供への研修を通し、子供の参加を促すことによりジェンダー平等な教育を支援。
ナショナル・マシナリーへの能力強化	UNFPA	MCDGCに対する能力強化： (a) GBVにおけるマルチセクター対応のコーディネーション； (b) 女性の権利を支援する政策や法律の整備； (c) ジェンダー政策や国際及び地域レベルの取り決めの実施やモニタリング
女性の性と健康の権利に関するアドボカシー	UNFPA	FGM廃止に対するアドボカシーとステークホルダーとの対話、女性への保護支援
GBVに関するプログラム	UNWomen	GBVに関する戦略や実施計画の実施支援
意思決定における女性の参加	UNWomen /UNDP	国会議員の能力強化、選挙過程における及び有権者、立候補者としての女性の参加の促進・啓発
ジェンダー平等	USAID	女性のリーダーシップ参加における支援、コミュニティーリーダーに対するジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する研修、ジェンダー平等コミュニティーグループの設立
女性の権利	USAID	弱者に対する女性の法的権利に関する知識向上支援、法律扶助クリニックやそのネットワークに対する能力強化、ジェンダーに関する法律や政策枠組みの分析や実施の支援
保健医療		
母子保健	UNICEF	質の高い出産前検診や出産を実施するための技術及び設備支援、コミュニティー・ヘルスワーカーに対する能力向上のためのトレーニングシステム構築や研修ガイドライン作成の支援
母子保健	UNFPA	安全な介助を伴う出産や緊急出産の向上など母子保健への支援
保健セクターの政策、予算、システムの改善に対するアドボカシーと改善	UNFPA	保健システムの改善、家族計画に対する国家予算の割り当てや保健政策に対するアドボカシー
女性及び思春期の男女に対する性とリプロダクティブ・ヘルスに関するプログラム	UNFPA	性及びHIV/AIDS予防・サービスに関する知識向上、ライフスキル向上、思春期の男女の性とリプロダクティブに関するアセスメント実施及び戦略の提言
水資源		
学校における水供給と衛生	UNICEF	学校における水や衛生に関するガイドラインが男女のニーズを組み込んでいるか、思春期女子の抱える問題（月経衛生管理）に関して言及しているかなどの政策レベルのアドバイス
民間セクター開発		
Women's Entrepreneurship Program (ILO-WED)	ILO	サービスプロバイダーに対する女性の起業支援に関する能力向上、女性起業家が直面する問題を取り除くためのアセスメントや政府関係者に対するアドボカシー、女性起業家に対するビジネススキル能力向上研修
アグリビジネス支援	UNIDO	同分野における財政・技術支援。SIDOにおけるWEDPを立ち上げから支援。
女性の経済エンパワーメント	UN Women	女性起業家及び商人に対する起業及びマーケティングの能力強化、女性の金融へのアクセス向上に向けた金融機関とのダイアログ、市民団体やSIDOに対する貿易やビジネスに関する能力強化

6. タンザニアにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

6.1 地域性や民族慣習に対応したジェンダーアプローチ

多民族国家のタンザニアにおいてジェンダー主流化を図る際、地域や民族によって状況が異なり、女性が受ける影響や負担、機会にも差があることに留意する必要がある。また農村部と都市部の違いに加え、農村部の中でもセクターや課題によって地域差がある。2.1章の女性の概況でも触れたように、GBVやFGM、児童婚は、その例として挙げられる。GBVとFGMは非常に地域限定で高い割合になっており、地域や民族によって慣習や社会的背景が異なるため、発生状況や女性の人権や健康に対する理解も全く異なる。長年信仰してきた考え方を変えることは容易ではない。それゆえ、その地域のコミュニティの多くの男女に慣習の不利な点、考え方や慣習を変えることの利点を理解してもらうことが重要である。その為には、まず、ステークホルダーが誰なのか、コミュニティ内にはどのような人間関係があるのか、父権、母権制度どちらなのか、ジェンダー考慮をするエントリーポイントはどこにあるのか、などの地域に密着した分析を行う必要がある。そして、ステークホルダーと協議しながら意識改革を行っていくことが有効である。更に、考え方が柔軟である若い世代に積極的に啓発をしていくことは、徐々にジェンダー平等や女性の権利に対する理解を社会に浸透させていく上で欠かせない。その点で新MHCDGSCが、教育省や「青年」の担当省や部署とコーディネーションを強化することは長期的に意義深いと思われる。

別の例では、3.2章及び4.2章で先述の水資源へのアクセスが挙げられる。農村、都市部の違いに加え、農村部の中の地域、季節によって状況が異なるため、水汲みを担う女性に対する負担や影響も大きく左右される。それゆえ、ジェンダー視点で詳細に地域における社会経済調査を実施することで、生計活動や水因疾患、家計の支出など表面では見えない水を取り巻く多様な状況が見えてくるのである。このようなインプットを有効利用することで、より持続可能且つジェンダーニーズに応じた水管理システムを構築していくことができるといえる。

6.2 JICAの対タンザニア援助枠組みにおけるジェンダー主流化

タンザニアにおける事業においてジェンダー視点をもって取り組む為には、各セクターの事業において、(1) ジェンダーに配慮した法律や政策に対する実施支援と協調、及び(2) プロジェクト形成段階におけるジェンダー配慮の明確化が求められている。

<6.2.1: ジェンダーに配慮した法律や政策に対する実施支援と協調>

2.1章、2.2章で先述のように、タンザニアはCEDAWやSADC Protocol on Gender and Developmentを批准したにも関わらず、国際基準に沿わない法律や法律間の矛盾が存在し、財産相続については国内で4つの法律が平行して実施されるなど、制定法で保証されている権利が必ずしも遵守されていない。女性はこれまで矛盾する法の間立たされ、不利な立場に置かれてきた。各セクターの取り組みにおいて、どの法律が適用するのか、その法律は国際基準に合っているのか、法の矛盾が対象者（特に女性）にどのように影響するのか、などを考慮し、カウンターパートやプロジェクト受益者にジェンダー平等や法律の負の作用に関する啓発と能力強化を行っていくことが重要である。

タンザニア政府も、これまで「Vision 2025」を始めとした国家政策を通してジェンダー平等にコミットし、現在中断している憲法改正においてもジェンダー不平等の是正に努めている。2015年11月の新政権誕生後、このプロセスがどのように進んでいくのかは本調査報告書作成時点では不明である。改正法案が承認された際には、具体的に何が修正され、修正によりどのようにジェンダー関係に影響があり、JICAの取り組みにどのように関連してくるのかを分析することを提言する。更に、新政権後の組織改革により多少の変更はあるかもしれないが、各セクターの既存のジェンダー配慮やジェンダー平等に向けた政策や戦略の実施を、極力JICAの取り組みと関連付けていくことが重要だと考えられる。

<6.2.2: プロジェクト形成段階におけるジェンダー配慮の明確化>

本調査では、対象案件の形成時においては、ジェンダー視点があまり明確には取り入れられていないことが明らかになった。例えば、タボラ州水供給プロジェクトに関しては、女性の重労働が軽減されることをインパクトとして描いているものの、それをどのように実現化するのか、ソフトコンポーネントでどのように女性の参画や能力強化を図っていくのか、などがプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）に記されていない。実際には、ジェンダー視点をもった社会条件調査が行われ、水管理において女性が参画しているなど、ポジティブな面もあるのだが、PDMに記載されていないため、実績は表には出てこない。このまま終了評価を行うと、恐らく現在のPDMに沿った項目のみが評価の対象になると思われる。しかし、ジェンダー視点をもった評価が実施されるならば、ジェンダーに配慮した社会条件調査がどのようにプロジェクト設計の方向性を定めたか、どのようにCOWSOにおける女性の参画を促したのか、将来どのように女性やコミュニティにインパクトをもたらすと考えられるか、などの情報も得られ、次回に向けた教訓が得ることができる。

地域中核病院マネジメントプロジェクトのように能力や機能、システムの改善に焦点を置く場合、ジェンダーという視点を持つのは容易ではないかもしれない。だからこそ、観点を変え、「ジ

「ジェンダー」というレンズで改めて課題を見直すことが大切である。例えば、案件形成時にジェンダー専門家を入れることも一案であるが、JICA内外における過去の類似案件でジェンダー視点をもった優良案件があるなら、そこからヒントを得てチーム内で議論し、ジェンダーアプローチを取り入れていくことも可能である。産業クラスター開発に関しては、様々な取り組みが同時進行しており、全体的にジェンダー主流化を図ることは難しい。しかし、先述のようにSIDOの産業クラスター開発戦略及び計画は、産業クラスターの方向性を定める要であるため、同戦略や計画においてジェンダー視点を用いることで、今後の産業クラスターのジェンダー主流化への道が開けていくと思われる。

今後、様々なプロジェクトでジェンダー主流化を進めていくためには、案件形成の段階でジェンダー分析を行うことを制度化し、またプロジェクトがどのように対象地域や対象者に影響を与えていくのかを把握した上でプロジェクトのデザインに反映していく必要がある。また、分析で得たジェンダー視点のインプットは、可能な限りプロジェクト目標、アウトプット、指標、或いは評価の業務指示書において明確化することが重要である。

7. ジェンダー関連機関情報源

組織	活動	連絡先
政府組織・アカデミア		
コミュニティー開発、ジェンダー・子供省 :Ministry of Community Development and Gender (2015年12月より、Ministry of Health, Community Development, Gender, Seniors, and Childrenに移行。)	ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する政策や戦略のコーディネーション；同政策や戦略実施のモニタリング；政策におけるジェンダーの主流化、女性の意思決定における参加やジェンダー平等の促進；タンザニア女性銀行とのコーディネーション；女性開発基金の運営管理。	Kivukoni Front, P.O. Box 3448, Dar es Salaam Tel +255 22 2111459
ダル・エス・サラーム大学 ジェンダーセンター	UDESにおいてジェンダー主流化を内部化させ、ジェンダー視点をもったプログラムの運営、ジェンダー平等の促進、大学内外におけるジェンダーネットワークの促進と拡大。	Mlimani, Dar es Salaam, Tel:+255-22-2410637
国際機関		
UN Women	ジェンダー平等、特に女性の権利・女性の意思決定におけるリーダーシップ・女性の経済エンパワーメントにおけるアドボカシーや政策提言、ナショナル・マシナリーの能力強化を支援。	182 Mzinga Way, Oysterbay P.O. Box 9182 Dar Es Salaam
UNFPA	母子保健、思春期の男女や女性の性とリプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDS、GBVにおけるアドボカシー、政策提言、コーディネーション、能力強化を支援。	Plot 11, Barack Obama Road, Sea View, Dar Es Salaam Tel (+255)-22-2163500
UNICEF	母子保健、栄養、水及び衛生、公平な教育、児童保護と公正、子供とエイズなどの多様な分野で子供及び女性の権利を軸にしたアドボカシーや技術支援、政策提言の実施。	UNICEF Dar es Salaam Physical Address 1270 Ali bin Said Road Oyster Bay, Dar es Salaam Tel: (+255)-22-2196600
UNDP	民間セクター開発、民主的ガバナンス、環境と資源、気候変動とエネルギーと幅広い分野において政策提言や戦略策定、政府のキャパシティ強化などを中心に支援。	182 Mzinga way, Off Msasani Road Oysterbay P.o Box 9182 Dar-Es-Salaam Tel: (+255)-22-2112576
ILO	女性の起業家に対するビジネススキル強化、ビジネス環境整備、政府に対する政策提言などを支援。	P. O. Box 9212 Dar es Salaam Tel : (+255)-22-2196700
ドナー（二国間）		
USAID	女性のリーダーシップ、女性の権利やエンパワーメント、家族計画、母子保健における政策及び実施支援、キャパシティ強化。民間セクター開発や農業を含む経済成長支援、民主的ガバナンスにおいてもジェンダー視点の取り入れ。	686 Old Bagamoyo Road, Msasani, Dar es Salaam P.O. Box 9130 Tel: 255-22-229-4490
NGOS		
Tanzania Gender Networking Program (TGNP Mtandao)	ジェンダー平等、女性の権利尊重、ジェンダー関係の変革と社会的公正の達成のために草の根レベルのアドボカシーと支援、ネットワーク作り、及び政権に対するアドボカシーや提言を実施。	P.O.Box 8921. Dar es salaam, Tanzania Tel: (+255)-754784050
Tanzania Women Lawyers' Associatio	脆弱な女性や子供に対する法的扶助；女性の土地利用権や子供を児童労働から守るための意識改革や能力強化、アドボカシーを実施。	TAWLA House, Plot 33 Ilala Sharif Shamba PO Box DSM, Dar Es Salaam 9460

8. 参考文献

英語資料

- African Development Bank, Multi-sector Country Gender Profile, 2005
- Central Statistics Office, The United Republic of Tanzania (以下、'URT') , Gender Statistics Report, 2012
- Compliance Alliance Limited., Translation of the 'Guidelines for the Establishment and Legal Registration of Rural Water User Entities', 2011
- Financial Sector Deepening Trust (FSDT), National Baseline Survey Report- Micro, Small, and Medium Enterprises in Tanzania, 2012
- Food and Agriculture Organization (FAO), Gender Inequality in Rural Employment in Tanzania Mainland-an Overview-, 2014
- Gender Links, 'SADC Gender Protocol 2015 Barometer', 2015
- International Labor Organization (ILO), 'Women's Entrepreneurship Development in Tanzania', 2014
- Ministry of Community Development, Gender and Children (a), URT, 'A National Gender Diagnostic Study in Tanzania- Final Report ' 2012
- Ministry of Community Development, Gender and Children (b), URT, Strategic Plan 2011-16
- Ministry of Community Development, Gender and Children (c), URT, 'National Gender Development Strategy, 2005
- Ministry of Finance, URT, Country Report on the Millennium Development Goals 2014, 2014
- Ministry of Health and Social Welfare, URT, 'Health Sector Strategic Plan July 2015- June 2020', 2015.
- Ministry of Trade and Industry (a), URT, 'National Baseline Survey Report: Micro, Small, and Medium Enterprises in Tanzania, 2012.
- Ministry of Trade and Industry (b), URT, 'Integrated Industrial Development Strategy', 2011.
- Ministry of Trade and Industry (c), URT, Small and Medium Enterprise Development Policy, 2003
- Ministry of Water and Irrigation, URT, National Water Sector Development Strategy 2006-2015, 2006
- Ministry of Water and Livestock Development, URT, National Water Policy, 2002
- National Bureau of Statistics, URT, Tanzania Demographic Health Survey, 2010
- NORAD, Gender Review, 2012
- Prime Minister's Office, Regional Administration and Local Government, URT, Pre-Primary, Primary, and Secondary Education Statistics, 2013
- Prime Minister's Office, Tanzania Commission for AIDS, URT, 'Gender Operational Plan for the HIV Response in the Republic of Tanzania Mainland 2010-2012', 2010
- Salisali, Braison.M. 'Sunflower Oil Processors Demand Survey Final Report', 2015
- Small Industries Development Organization, Corporate Strategic Plan 2014/15- 2016/17, 2014
- Tanzania Women Lawyers Association (TAWLA), Review of Laws and Policies Related to Gender-based Violence of Tanzania Mainland, 2014
- The United Republic of Tanzania (a), 'Country Review and Progress Report Made and Challenges Encountered in Implementation of the Beijing Declaration and Platform of Action and Outcomes of the Twenty Third Special Session of the General Assesmbly- Beijing +20', 2014

- The United Republic of Tanzania (b), The Tanzania Development Vision 2025,
- The United Republic of Tanzania (c), Constitution of the United Republic of Tanzania
- The United Republic of Tanzania and UNESCO, Tanzania Education Sector Analysis, 2011
- The United Republic of Tanzania and UNICEF, 'Children and Women in Tanzania, Volume 1: Mainland', Date unknown
- United Nations (a), CEDAW, 'Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: Combined 4th, 5th, and 6th Report, Tanzania', 2007
- United Nations (b), CEDAW, 'Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: Combined 7th and 8th Periodic Report, The United Republic of Tanzania', 2014
- United Nations (c), CEDAW, 'List of issues and questions in relation to the combined seventh and eighth periodic report of the United Republic of Tanzania, 2015
- UNDP (a), 'Mainstreaming gender in water management', 2006
- UNDP (b), Human Development Report 2007/2008
- UNDP (c), Human Development Report 2015
- USAID (a), USAID Country Profile: Property Rights and Resource Governance, Tanzania, 年月日不明
- USAID (b), Gender-based Violence in Tanzania: An Assessment of Policies, Services and Programming Interventions, 2008
- World Economic Forum, 'The Global Gender Gap Report 2015: Country Profile: Tanzania'
- World Health Organization (a), 'World Health Statistics', 2015
- World Health Organization (b), 'World Health Statistics', 2007
- 28 Too Many, Country Profile FGM in Tanzania, 2013

日本語資料

- 国際協力機構(a)、タンザニア国 JICA国別分析ペーパー、2015年
- 国際協力機構(b)、タンザニア連合共和国 概況」、2015年
- 国際協力機構(c)、内部資料「東アフリカの今～タンザニアを中心に～」、2015年
- 国際協力機構(d)、「タボラ水供給計画 事業事前評価」年月日不明
- 国際協力機構(e)、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き：民間セクター開発
- 国際協力機構(f)、「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト 事業事前評価」年月日不明
- 国際協力機構(g)、「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」JICA専門家月報
- 国際協力機構(h)、州レファラル病院における病院マネジメント強化プロジェクト 詳細計画策定結果」、2014年
- 国際協力機構(i)、「産業クラスター 付属書 業務の内容」、年月日不明
- 国際協力機構(j)、「産業開発アドバイザー運営指導調査 運営指導調査報告書」、2014年
- 国際協力機構、株式会社 地球システム科学、日本テクノ株式会社、国際航業株式会社「タボラ州地方給水・衛生計画策定支援プロジェクト 最終報告書」2011年

ウェブサイト資料

- Daily Nation,
(<http://www.nation.co.ke/news/africa/Magufuli-appoints-lean-Cabinet-of-19-ministers/-/1066/2991984/-/xtiwa6/-/index.html>) 最終アクセス年月：2016年1月
- JICA,
(<http://www.jica.go.jp/project/tanzania/019/outline/index.html>) 最終アクセス年月：2016年2月
- Ministry of Community Development, Gender and Children,
(<http://www.mcdgc.go.tz/index.php/mcdgc/aboutus/category/overview/>) 最終アクセス年月：2016年2月
- SIDO,
(<http://www.sido.go.tz/UI/WedProgramme.aspx>) 最終アクセス年月：2016年1月
- United Nations,
(<http://www.un.org/waterforlifedecade/gender.shtml>) 最終アクセス年月：2016年2月
- UNICEF,
(<http://www.unicef.org/sowc2013/statistics.html>) 最終アクセス年月：2016年2月
- World Bank, World Development Indicators
(<http://data.worldbank.org/indicator>) 最終アクセス年月：2016年2月

9. 添付資料

表9：GBVや暴力に関する政策、戦略、ガイドラインのリストと担当省

GBV や暴力に関する政策、戦略、ガイドライン	担当省
National Plan of Action for Prevention and Eradication of Violence against Women and Children (2001-2015)	MCDGC
National Plan of Action to Combat Female Genital Mutilation (2001-2015)	不明
National Community Sensitization Strategy to Prevent and Respond to Gender-based Violence (2012-2016)	MCDGC
GBV Medical Management Guidelines in 2013	MHSW
National Management Guidelines for the Health Sector Prevention and Response to Gene Based Violence	MHSW
National Policy Guideline for the Health Sector Prevention and Response to Gender-Based Violence 2011	MHSW
Multi Sector National Plan of Action to Prevent and Respond to Violence against Children 2013-16	MCDGC
National Costed Pan of Action for Most Vulnerable Children NCPAII (2013-17)	MHSW
The Action Plan on Gender and Children's Desks (2013-2016)	Police